

第百五十九回国
会

参議院国土交通委員会會議録第十四号

平成十六年五月十一日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月二十八日

加治屋義人君
松山 政司君

補欠選任
上野 公成君
木村 仁君

五月十一日

佐藤 雄平君

補欠選任
榎葉賀津也君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

奥石 東君

岩城 光英君
鈴木 政二君
池口 修次君
大江 康弘君
森本 晃司君

委員

杏掛 哲男君
佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君
鶴保 庸介君
藤野 公孝君
榎葉賀津也君
藤井 俊男君
大沢 辰美君
富樫 練三君

国務大臣

国土交通大臣

石原 伸晃君

副大臣

国土交通副大臣

林 幹雄君
佐藤 泰三君

国土交通副大臣

佐藤 泰三君

大臣政務官

国土交通大臣政務官

齊藤 滋宣君

国土交通大臣政務官

鶴保 庸介君

事務局側

常任委員会専門員

伊原江太郎君

本日の会議に付した案件

○建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(奥石東君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として榎葉賀津也君が選任されました。

○委員長(奥石東君) 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案の一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。石原国土交通大臣。

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま議題となりました建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正

する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

我が国の国民の生活や経済を支えている建築物は、新規建設中心の時代からストック再生の時代を迎えております。

しかしながら、建築物の安全性と市街地の防災機能に着目いたしますと、平成七年の阪神・淡路大震災において多数の尊い命が奪われたほか、昨年の宮城県北部地震においても大きな被害が発生するなど、地震や火災に対する安全性が十分確保されているとは言えない状況にあります。

今後の大規模地震に備えた安全で安心できるまちづくりの実現には、既存建築物に対する制度面の充実強化等が緊急に必要となっております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、劣化の進行を放置すれば地震により崩壊する危険性が高いなど、危険又は有害となるおそれのある既存不適格建築物に対して、建築行政を所管する特定行政庁が、勧告・是正命令を行うことができることとするほか、建築物の適正な維持保全を図るため、報告・検査制度を充実強化することとしております。

第二に、既存不適格建築物について順次改修を進めていくことなどを可能とするための、建築規制の合理化を行うこととしております。

第三に、災害が起きた場合等に多数の生命にかかわる建築基準に違反している建築物について、是正命令に従わない場合の法人重課を最高一億円

とするなど、罰金の大幅な引上げを行うこととしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

今日、不動産市場の構造変化に伴い、不動産の取引や投資に当たっては、リスクを考慮し、利便性・収益性といった利用価値に見合った価格を見極める必要性が高まっております。

この法律案は、このような状況を踏まえ、不動産取引の円滑化及び適正な地価の形成に資する観点から、地価公示の対象区域を見直すとともに、不動産鑑定士等が、不動産の鑑定評価の専門家に期待される役割を将来にわたって的確に果たしていくことができるよう、不動産鑑定評価制度を充実しようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、地価公示について、現行の都市計画区域内に加えて、都市計画区域外の土地取引が相当程度見込まれる区域をその対象とすることができるようこととしております。

第二に、不動産鑑定士等の業務に関して、不動産の鑑定評価のみならず、不動産鑑定士等が、その名称を用いて、不動産の取引や投資に関する相談に応じる業務等についても、その適正な遂行を確保するため、守秘義務、監督等が及ぶよう措置することとしております。

第三に、不動産鑑定士の資格取得制度について、その資質の向上を図ると同時に資格を目指す者のすそ野を広げる観点から、全体としては簡素合理化を図りつつ、実務能力の修得課程を充実させることとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(奥石東君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、高速道路株式会社法案

一、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

一、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

一、日本道路公団等民営化関係法施行法案

高速道路株式会社法案

高速道路株式会社法案

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 事業等(第五条—第十四条)

第三章 雑則(第十五条—第十七条)

第四章 罰則(第十八条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(会社の目的)

第一条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)は、高速道路の新設、改築、維持、修

繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路をいう。

2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。

一 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道

二 道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路(同法第四十八条の二第二項の規定により道路の部分に指定を受けたものにあつては、当該指定を受けた道路の部分以外の道路の部分のうち国土交通省令で定めるものを含む。)並びにこれと同等の規格及び機能を有する道路(一般国道、都道府県道又は同法第七

条第三項に規定する指定市の市道であるものに限る。以下「自動車専用道路等」と総称する。)

(株式)

第三条 政府(首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(第四項において「首都高速道路株式会社等」という。))にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

3 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 政府及び地方公共団体は、その保有する首都高速道路株式会社等の株式を処分しようとするときは、あらかじめ、政府にあつては他に当該会社の株式を保有する地方公共団体に、地方公共団体にあつては政府及び他に当該会社の株式を保有する地方公共団体に協議しなければならない。

(商号の使用制限)

第四条 会社でない者は、その商号中に、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 事業等

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)に基づき行う高速道路の新設又は改築

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)から借り受けた道路資産(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第 号。以下「機構法」という。))第二条第二項に規定する道路資産をいう。に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。)

三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するため休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理

四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

五 本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究

六 前各号の事業に附帯する事業

2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森

県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島

県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉

県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び

長野県の区域内の高速道路(次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。)

二 首都高速道路株式会社 東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野

県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋

賀県の区域内の高速道路(前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。)

四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀

県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路(前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。)

五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等

3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十一条第三項に規定する整備計画に即して行わなければならない。

4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。

5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（協定）

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定（次項において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

2 会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を

変更する必要があると認めるときも、同様とする。

（調査への協力）

第七条 会社は、国又は地方公共団体が、会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければならない。

（一般担保）

第八条 会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（代表取締役等の選定等の決議）

第九条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（社債及び借入金）

第十一条 会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第六号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を

発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（重要な財産の譲渡等）

第十二条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会計の整理等）

第十四条 会社は、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 会社は、その会計の整理に当たっては、国土交通省令で定めるところにより、第五条第一項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業とその他の事業とを区分しなければならない。

3 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、第一項に規定する財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

（監督）

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入

り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（財務大臣との協議）

第十七条 国土交通大臣は、第三条第二項、第十条、第十一条第一項、第十二条又は第十三条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十八条 会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十条 第十八条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。

二 第三条第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第五条第四項の規定に違反して、事業を営んだとき。

四 第五条第五項後段の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

五 第十条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

六 第十一条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

七 第十二条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、会計を整理したとき。

九 第十四条第三項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第五条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(会社の合併)

第二条 政府は、本州四国連絡高速道路株式会社について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時において、同社と西日本高速道路株式会社との合併に必要な措置を講ずるものとする。

(債務保証)

第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の

財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てるため、会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条政令で定める会社の債務にあつては、同条第一項)の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、(外貨で支払われるものに限る。)について、保証契約をすることができ、

2 前項の規定によるほか、政府は、政令で定める会社が同項の保証契約に係る債券又はその利権を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利権に係る債務(外貨で支払われるものに限る。)について、保証契約をすることができ、

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 役員及び職員(第七条―第十一条)
第三章 業務(第十二条―第十八条)
第四章 財務及び会計(第十九条―第二十五条)
第五章 雑則(第二十六条―第三十一条)
第六章 罰則(第三十二条)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「高速道路」とは、高速道路株式会社法(平成十六年法律第 号)以下「道路会社法」という。第二条第二項に規定する高速道路をいう。

2 この法律において「道路資産」とは、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路をいう。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。)をいう。

3 この法律において「承継債務」とは、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第 号。以下「施行法」という。)第十五条第一項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した債務をいう。

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とする。

(機構の目的)
第四条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

(事務所)
第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)
第六条 機構の資本金は、施行法第十五条第十一項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

第二章 役員及び職員
(役員)
第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)
第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)
第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)
第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 会社の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

力を有する者を含む。)

三 第十二条第二項第二号の鉄道事業者又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前二号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十条第一項」とする。

(役員及び職員)の地位

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社へ貸し付けること。

二 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。)を行うこと。

三 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。)を行うこと。

四 首都高速道路(道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。)の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路(同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。)の新設若しくは改築

に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。

五 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

六 首都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

七 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。

八 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)に基づき当該高速道路についてその道路管理者(同法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)の権限の代行その他の業務を行うこと。

九 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)に規定する業務を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。

二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
(協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行うこととするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあつては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の対象となる高速道路の路線名
二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容(修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)
三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
五 機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画
六 機構が会社へ貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
七 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間
八 その他国土交通省令で定める事項

2 前項に規定する全国路線網に属する高速道路とは、高速自動車国道(高速自動車国道と交通上密接な関連を有する高速自動車国道以外の高速道路であつて、前条第一項の業務を高速自動車国道と一体として行う必要があるものとして国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものを含む。)をいう。

3 第一項に規定する地域路線網に属する高速道路とは、交通上密接な関連を有する二以上の高速道路(前項に規定するものを除く。)であつて、前条第一項の業務を一体として行う必要があるものとして国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものをいう。

4 第一項第六号の貸付期間の満了の日、同項第七号の徴収期間の満了の日と同一でなければならない。

5 機構は、おおむね五年ごとに、前条第一項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、会社に対し、その変更を申し出ることができ、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

(業務実施計画)

第十四条 機構は、会社と協定を締結したとき(前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあつては、そのすべての会社と協定を締結したときは、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名
二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容(修繕に係る工事にあつ

ては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）

三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

五 機構が会社に対して行う第十二条第一項第四号及び第六号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画

六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容及びにその貸付料の額及び貸付期間

七 機構の収支予算の明細

八 その他国土交通省令で定める事項

二 以上の会社と協定を締結した高速道路に関する業務実施計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項は、それぞれの会社ごとに定めるものとする。

三 機構は、第一項の認可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

四 国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。

一 業務実施計画が、協定の内容に適合すること。

二 貸付料の額が、第十七条に定める基準に適合するものであること。

三 収支予算が、当該高速道路について、承継債務の返済及び第十二条第一項第三号の債務の返済（以下「承継債務等の返済」という。）の確実かつ円滑な実施が図られるものであること。

改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、そのすべての会社が当該許可を受けたい日）から、その効力を生ずる。

（道路資産に係る債務の引受け等）

第十五条 機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可業務実施計画」という。）に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。

二 前項の規定により機構が会社から当該会社の社債に係る債務を引き受けた場合にあつては、当該社債の社債権者（以下「引受社債権者」という。）は、機構の財産について他の債権者（第十二条第一項及び第二項の規定による日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者を除く。）に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

三 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第二十二條第四項の規定による先取特権と同順位とする。

（道路資産の貸付け等）

第十六条 機構は、認可業務実施計画に従い、会社に対し、その保有する道路資産を貸し付けるとともに、会社から、当該道路資産に係る貸付料を徴収しなければならない。

（道路資産の貸付料の額の基準）

第十七条 会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料の額は、認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、機構が収受する当該高速道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該高速道路に係る機構の第十二条

第一項の業務に要する費用その他の政令で定める費用を、その貸付期間内に償うものでなければならない。

二 前項に規定するもののほか、同項の貸付料の額の基準は、政令で定める。

（鉄道施設の利用料の額の基準）

第十八条 鉄道事業者が鉄道施設を利用させる場合における利用料の額の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 財務及び会計

（区分経理）

第十九条 機構は、第十二条第一項の業務又は同条第二項の業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（基金）

第二十条 機構は、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第十五条第一項に規定する退職金支払確保契約に関する業務及びこれに附帯する業務に関する基金を設け、同項に規定する特定事業主が当該退職金支払確保契約に基づき機構に掛金として納付した金額をもつてこれに充てるものとする。

二 機構は、次の方法による場合を除くほか、前項の基金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 その他国土交通省令で定める方法

十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

三 機構は、高速道路勘定以外の勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

四 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

五 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、その残金の額を国庫に納付しなければならない。

六 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券）

第二十二條 機構は、第十二条第一項第二号及び第三号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、機構は、債券を失った者に交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者（引受社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第十五条第二項の規定による先取特権と同順位とする。

6 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

7 商法明治三十二年法律第四十八号第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

第二十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の返済計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第十部

国土交通委員会会議録第十四号 平成十六年五月十一日【参議院】

可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金）

第二十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対して、第十二条第一項第五号の業務に要する経費を補助することができる。

2 第十二条第一項第六号の地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対して、同号の業務に要する経費を補助することができる。

第五章 雑則

（特に必要がある場合の国土交通大臣の要求）

第二十六条 国土交通大臣は、道路整備特別措置法に基づき代行する道路管理者の権限の適正な行使を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第八号の業務及びこれに附帯する業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、国土交通大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（財務大臣との協議等）

第二十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項、第十四条第一項（第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。）、第十二条第一項若しくは第六項又は第二十四条第一項の認可をしようとする場合

二 第二十一条第三項の承認をしようとする場合

合

2 国土交通大臣は、通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のうち首都高速道路、阪神高速道路又は本州四国連絡高速道路（道路会社法第五条第二項第六号に定める高速道路をいう。）に係る部分について、それぞれ政令で定める地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

（主務大臣等）

第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（他の法令の準用）

第二十九条 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員宿舍法の適用除外）

第三十条 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（機構の解散）

第三十一条 機構は、別に法律で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して四十五年を経過する日までに解散する。

2 機構は、高速道路勘定において、前項の規定による解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない。

3 機構は、解散した場合において、高速道路勘定に係る残余財産を、高速道路勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

4 機構は、解散した場合において、高速道路勘定以外の勘定について、その債務を返済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を、当該勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第二十条第二項の規定に違反して基金を運用したとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、施行法の施行の日から施行する。ただし、第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

（事務所に関する経過措置）

第二条 機構は、政令で定める日までの間、第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律

（道路整備特別措置法の一部改正）

第一条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 会社による高速道路の整備等（第三条―第九条）

第三章 地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等（第十条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条―第五十六条）

第五章 罰則（第五十七条―第五十九条）

附則

第一章 総則

第一条の見出し中「この法律の」を削る。

第二条の見出し中「用語の」を削り、同条第一項中「による」を「第二条第一項に規定する」に改め、同条第三項中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは」を「会社」に改め、同項を同条第五

項とし、同条第二項中「こは」の下に「高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「会社」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社をいう。

2 この法律において「高速道路」とは、高速道路株式会社法（平成十六年法律第 号）第

2 条第二項に規定する高速道路をいう。

6 この法律において「会社等」とは、会社又は地方道路公社をいう。

7 この法律において「機構等」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社をいう。

第二章 会社による高速道路の整備等
第二条の二から第二条の四までを削る。

第三条の見出しを「（高速道路の新設又は改築）に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第 号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合）には、当該協定に対応する高速道路の各部分ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 高速道路の路線名
二 新設又は改築に係る工事の内容
三 収支予算の明細
四 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

第三条第六項中「第四項を」第六項に、「当該道路」を「当該高速道路」に改め、「道路管理者」の下に「（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「日本道路公社」を「会社」に、「第二項第四号又は第五号」を「第二項第二号（第六項の国土交通省令で定める事項に係るものに限る。）又は第三号」に、「事項のみ」を「事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「日本道路公社」を「会社」に、「第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第二項第一号、第二号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあつては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第二項第一号、第二号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第四号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8 第五項の規定は、第六項の場合について準用する。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができ

一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二 申請に係る高速道路について、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第三項に規定する整備計画に適合するものであること。

四 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第三条の二を削る。

第四条の見出しを「（会社の行う高速道路の維持、修繕等）」に改め、同条中「日本道路公社は、第二条の二の規定に基づき、又は第三条第一項の許可」を「会社は、前条第一項の許可（同

条第六項の許可を含む。以下同じ。）に、「道路に」を「高速道路に」に、「若しくは道路法」を「道路法に」、「基き成立した」を「基き成立した」に改め、「含む。」の下に「による管理の方法の定め」を加え、「第十条第二項」を「第二十二條第二項に」、「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「当該道路」を「当該高速道路」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（供用の拒絶等）

第五条 会社は、前条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路について、次に掲げる車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）の通行の禁止又は制限のため、機構（第一号に掲げる車両にあつては、同号の道路監視員を含む。）の要請に基づき必要な措置を講じなければならない。

一 第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定により読み替へて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構が命じた道路監視員を含む。）が、同法第四十六条の規定に基づき当該高速道路について通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両

二 道路法第四十七条第一項に規定する車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下この条において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度で同項の政令で定めるものを超える車両（同法第四十七条の二第一項の許可を受けた車両を除く。）

三 第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構が道路法第四十七条第三項の規定

料金の徴収及び会社の責任に関する事項

第三十条第二項を削り、同条第三項中「公団

二 道路資産が機構に帰属する予定年月日

4 会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧に

地方道路公社は、会社が第三条第一項の許

する高速道路を除き、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。)について、会社及び機構と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、会社が新設し、又は改築している高速道路にあつては当該高速道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の高速道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

第二十七条の三第二項中「日本道路公団」を「会社及び機構」に、「当該道路」を「当該高速道路」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項を第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする協定を添付して行わなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。
二 申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

5 地方道路公社は、有料道路管理者が第十八条第一項の許可又は第十九条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路について、当該有料道路管理者の同意を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、当該有料道路管理者が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

第二十七条の三に次の一項を加える。

7 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十條第一項の許可又は第十一条第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管理者が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項若しくは第二十五条第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした第二十四条第四項若しくは第二十五条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

第二十七条の三を第五十条とする。

第二十七条の二の見出しを「会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ」に改め、同条第一項中「又は第三条の二第一項の許可を受けて日本道路公団」を「を受けて会社」に、「都道府県道又は指定市の市道」を「高速道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。)」に、「日本道路公団」を「会社及び機構」とに、「(受けて、日本道路公団)」を「(受けて、会社)」に、「(道路にあつては当該道路を高速道路にあつては当該高速道路に、その他の道路を「当該道路」を「当該高速道路」に改め、同項ただし書中「日本道路公団が当該道路」を「会社」が「当該高速道路」に

改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする協定を添付して行わなければならない。

第二十七条の二に次の二項を加える。

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二 申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

5 第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可があつたものとみなし、会社が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした第二十四条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

第二十七条の二を第四十九条とする。

第二十七条第一項中「公団等」を「会社等又は機構」に、「日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等」を「会社管理高速道路又は公社管理道路」に、「指定市の市道以外の市町村道」を「公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国土交通大臣は、会社等に対して、会社管理高速道路又は指定都市高速道路の料金に關し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

きる。

第二十七条を第四十八条とする。

第二十六条の二を削る。

第二十六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する場合においては、国土交通大臣は、会社管理高速道路に關し機構又は当該会社に対して、公社管理道路指定市の市道以外の市町村道指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。)を除く。に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路指定市の市道以外の市町村道に限る。に關し当該地方道路公社に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のために必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十六条第一項第一号中「公団等」を「機構等又は会社」に、「(基くを「基づく」に、「基いて」を「基づく」に改め、同条第二項及び第三項中「公団等」を「機構等」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(会社管理高速道路又は指定都市高速道路に係る料金に關する監督)

第四十七条 国土交通大臣は、会社管理高速道路又は指定都市高速道路に關し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、会社等に対して必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十五条を削る。

第二十四条中「基くを「基づく」に、「公団等」を「機構等」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(他人の土地の立入り、一時使用等)

第四十四条 会社は、高速道路に關する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない

他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 会社は、前項の規定により他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用をするときは、この限りでない。

3 道路法第六十六条第二項から第七項まで、第六十七条及び第六十九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項中「第一項」とあり、並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と、同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分」に因り」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」と読み替えるものとする。

(負担金等の強制徴収)

第四十五条 道路法第七十三条の規定は、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく料金並びに当該料金に係る第二十六条の規定に基づく割増金について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「条例(指定区間の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2 第四十二条第三項の規定により機構等の収入となる占用料、連結料及び負担金に関する道路法第七十三条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、同条第二項中「条例(指定区間の国道にあつては、政令)」

とあるのは「政令」とする。

3 会社は、第四十二条第四項の規定により会社の収入となる負担金(以下この条において単に「負担金」という。)を納付しない者がある場合においては、督促状を發して督促し、その者が督促状において指定した期限までに納付しないときは、機構に対し、その徴収を申請することができる。

4 道路法第七十三条の規定は、前項の規定による申請に基づき機構が負担金を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「条例(指定区間の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する道路法第七十三条第二項に規定する手数料は、機構の収入とする。

6 第三項の規定による申請に基づき機構が負担金を徴収した場合には、会社は、機構の徴収した金額(前項の手数料に相当する金額を除く。)の百分の四に相当する金額を機構に納付しなければならない。

第二十三条を削る。
第二十二條中「において準用する。」を「の規定により読み替えて適用する」に改め、同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
(収入の帰属)

第四十二条 第三條第一項、第十條第一項、第十一條第一項、第十二條第一項及び第十五條第一項の規定に基づく料金並びに第二十六條の規定に基づく割増金は、それぞれ当該料金又は割増金を徴収した会社等の収入とする。

2 第十八條第一項又は第十九條第一項の規定に基づく料金は、有料道路管理者の収入とする。

3 第一項に規定するもののほか、第三十三條の規定により読み替えて適用する道路法第三十九條の規定に基づく占用料、第三十四條の

規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六條の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第十八條第一項第十九號若しくは第十七條第一項第十四號の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 第一項に規定するもののほか、第九条第一項第九號の規定により道路法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金に、それぞれ当該負担金の規定に基づく負担金を、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

第二十條第一項中「第十九條」を「第三十七條」に、「公団等」を「会社等又は機構」に、「当該公団等」を「それぞれ当該会社等(会社管理高速道路に係る他の工作物の管理者が当該会社であるときは、機構。以下この条において同じ。)」又は機構」に改め、同条第二項中「公団等」を「会社等若しくは機構」に改め、同条第三項中「基いて」を「に基づいて」に、「公団等」を「会社等又は機構」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同条第四項中「前項の規定により」を「第二項の規定による申請に基づいて」に、「公団等」を「会社等又は機構」に改め、同条を第三十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

(道路に関する費用についての道路法の規定の適用)
第四十条 会社管理高速道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八條第一項第十三號の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同法第五十八条第一項及び第六十条ただし書中「を負担させる」とあるのは「について負担を求める」と、同法第五十九条第三項中「全部又は一部を」とあるのは「全部又は一部について」と、「負担させる」とあるのは「負担を求める」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八條第一項第十一號の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同条ただし書中「当該他の工作物の管理者」とあるのは「会社は、当該他の工作物の管理者」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八條第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九條

第一項第八号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う会社」とする。

2 公社管理道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第六号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第十号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」とする。

第十九条の二第二項を次のように改める。

前条第一項又は第二項の規定により会社等の負担すべき道路の管理に関する費用で、道路法第十九条の二第二項に規定する共用管理施設又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、会社等及び道路法第十九条の二第二項又は高速自動車国道法第七条

の二第二項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が国土交通大臣の管理する高速自動車国道である場合にあつては国土交通大臣、公社管理高速道路である場合にあつては会社、公社管理道路である場合にあつては地方道路公社。以下この条において「他の道路の道路管理者」という。）は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

第十九条の二第二項中「公団等」を「会社等」に、「道路管理者」を「他の道路の道路管理者」に改め、同条第三項中「第六条の二第四項の」を「第九条第三項の」に、「第六条の二第四項中「日本道路公団」とあるのは「公団等」を「同条第三項中「会社」とあるのは「会社等」に改め、同条第四項中「及び前項において準用する第六条の二第四項の規定により」を「の規定による申請に基づいて」、「公団等及び道路管理者の」を「会社等」と他の道路の道路管理者との」に改め、同条を第三十八条とする。

第十九条の見出し中「公団等の行なう有料の」を「会社等又は機構の行なう」に改め、同条第一項中「日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等」を「会社管理高速道路又は公社管理道路」に、「日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）、首都高速道路公団法、阪神高速道路公団法、本州四国連絡橋公団法を「機構法」に、「当該公団等」を「当該会社等」に改め、同条第二項中「日本道路公団の管理する高速自動車国道」を「会社管理高速道路」に、「日本道路公団」を「会社」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律の規定により機構が行う会社管理高速道路の管理に関する費用は、機構の負担とする。

第十九条を第三十七条とする。

第十七条の二から第十八条の四までを削る。

第十七条の見出しを「（公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）」に改

め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

第十七条第一項第五号中「又は第四十八条の四第一項」を「（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十八条の四第一項の規定により」を「第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第一号に掲げる施設について」に改め、「又は」の下に「連結を」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とし、同条第二項中「公団等の管理する一般国道等」を「公社管理道路」に、「公団等」を「地方道路公社」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の五条を加える。

（道路管理者等に対する処分等の請求）

第三十二条 会社又は機構は、会社管理高速道路の管理に必要であると認めるときは、会社にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者又は機構に対して、機構にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことができる。

2 地方道路公社は、公社管理道路の管理に必要であると認めるときは、当該公社管理道路の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことができる。

（古用料の徴収についての道路法の規定の適用）

第三十三条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等（以下「機構等」という。）」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」とする。

（連結料の徴収についての道路法等の規定の適用）

第三十四条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第四十八条の七の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」とする。

2 会社管理高速道路に関する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。

（違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用）

第三十五条 第八条第一項第十九号、第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路法第四十四条の二第二項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社と同条第一項に規定する違法放置物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

（手数料の納付についての道路法の規定の適用）

第三十六条 第八条第一項第二十二号又は第七十七条第一項第十七号の規定により道路法第四十七条の二第二項の許可に関する道路管理者

の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

第十六条の二の見出しを「会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

第十六条の二第二項第五号中「第三十七条第一項の下に(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第八号とし、同項第四号の二を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定をすること。

七 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第一号に掲げる施設について協議し、又は連結を許可すること。

第十六条の二第二項中「国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動車国道を「道路管理者」、会社管理高速道路に、「日本道路公団」を「機構及び会社」に改め、同条を第三十条とする。

第十六条の見出し中「有料」を「指定区間外」に改め、同条第一項中「公団等は、第十五条第一項を(会社等は、第二十七条第一項)に改め、同条第三項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第十五条第一項」を「第二十七条第一項」に

改め、同条第四項を削り、同条を第二十九条とする。

第十五条の二の見出し中「有料の高速自動車国道」を「高速自動車国道等」に改め、同条中「高速自動車国道」の下に「又は指定区間内の一般国道」を加え、同条を第二十八条とする。

第十五条の見出し中「有料」を削り、同条第一項及び第二項を次のように改める。

会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定による許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(地方道路公社の行う工事のうち指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。))に係るもの又は市町村(指定市を除く。)である有料道路管理者の行う工事にあつては、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 前項に規定する工事の検査は、国土交通省令で定めるところにより、同項に規定する工事の途中においても、行うことができる。

第十五条第三項中「第二条の三の認可、第七條の三第一項の認可若しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可又は」を削り、「第七條の三第二項の許可若しくは第七條の三第十四第一項を」を「第十条第一項の許可又は第十二条第一項に、(公団等)を(会社等)に、(認可又は許可)を(許可)に改め、同条第四項中「第八条第一項を」を「第十八条第一項に、(道路管理者)を(有料道路管理者)に改め、同条第五項及び第六項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条の二を削る。

第十四条第一項を次のように改める。
会社等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

第十四条第二項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(割増金)

第二十六条 会社等は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

第十三条を削る。

第十二条の見出しを「料金徴収の対象等」に改め、同条第一項を次のように改める。

料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二條第三項に規定する自動車(以下「自動車」という。)から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法昭和三十五年法律第五号(第三十九條第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

第十二条第二項中「高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路以外の道路」を「前項本文に規定するその他の道路」に、「前項本文」を「同項本文」に改め、同条に次の二項を加える。

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実にを行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従つて、道路を通行しなければならない。

4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行

方法を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第十二条を第二十四条とする。

第十一条を削る。

第十条の見出し中「公団等の行なう有料の」を「(会社等の行なう)」に改め、同条第一項を次のように改める。

会社等は、第三條第一項の許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事は、同条第一項の許可若しくは第十二條第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

第十条第二項中「(公団等)を(会社等)に、(第二十七條の二第一項又は第二十七條の三第一項)を(第四十九條第一項又は第五十條第一項)に、(日本道路公団が道路)を(会社が高速道路)に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

(料金の額等の基準)

第二十三條 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 会社が第三條第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四條の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」という。)にあつては、協定の対象となる高速道路(当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分ごとに、当該高速道路に係る道路資産(機構法第二條第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。))の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

二 第十五条第一項の許可に係る道路にあつては、当該道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

四 会社管理高速道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路に限る。)又は指定都市高速道路にあつては、公正妥当なものであること。

五 前号の高速道路以外の道路にあつては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。

2 前項に規定するもののほか、料金の額の基準は、政令で定める。

3 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはならない。

4 前項に規定するもののほか、料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

第九条第一項を次のように改める。

会社等は、第三条第一項の許可又は第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第九条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「道路管理者は、第八条第一項を「有料道路管理者は、第十八条第一項」に、「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 会社等は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、会社にあつては、当該廃止に係る高速道路を対象とする協定を添付しなければならない。

一 廃止しようとする路線名及び工事の区間

二 廃止の予定年月日

三 廃止の理由

3 国土交通大臣は、会社からの前項前段の申請にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二 申請に係る高速道路の新設又は改築に関する工事の廃止について、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

第九条を第二十一条とする。

第八条の三第一項中「第七条の十二第一項を「第十条第一項」に、「第七条の十四第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条第一項」を「第十八条第一項」に、「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

第八条の二の見出し中「道路管理者の行なう」を「有料道路管理者の行なう」に改め、同条第一項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する」を「次に掲げる要件に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認め

られる特別の事情があること。

第八条の二第二項中「道路管理者を「有料道路管理者」に、「添付して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画」を「添付して、次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 収支予算の明細

二 料金

三 料金の徴収期間

第八条の二第四項中「道路管理者を「有料道路管理者」に、「第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみ」を「第二項第一号に掲げる事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第三条の二第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、「変更しよう」とするときは「の下に」「あらかじめ、有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第八条の二を第十九条とする。

第八条の見出し中「道路管理者の行なう有料の」を「有料道路管理者の行なう」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

道路管理者(都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。次項及び第四項において同じ。)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路

の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法及び工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路の新設又は改築が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第八条第四項中「道路管理者は、第一項」を「第一項の許可を受けた道路管理者(以下「有料道路管理者」という。))は、同項」に、「第三条第二項第一号」を「第二項第一号」に、「第六号又は第七号」を「第五号又は第六号」に改め、「変更しようとするときは」の下に「あらかじめ有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上」を加え、「又は第三号」を削り、同条第五項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみ」を「第二項第三号又は第四号に掲げる事項」に、「届け出ることをもつ

て足りる」を「届け出なければならない」に改め、同条第六項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第十八条とする。

第七條の十九を削る。

第七條の十八第一項中「第七條の十二第二項」を「第十條第一項」に、「第七條の十三第一項」を「第十一條第一項」に、「同條第三項」を「同條第四項」に、「第七條の十四第一項」を「第十二條第一項」に、「第七條の十五」を「第十三條第一項」に改め、同條第二項中「第七條の十四第二項」を「第十二條第二項第二号」に、「第七條の十五」を「第十三條第二項第二号」に改め、「若しくは」の下に「同項第三号の」を加え、同條を第十六條とし、同條の次に次の一條を加える。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七條 地方道路公社は、第十條第一項の許可若しくは第十二條第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四條の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五條第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 道路法第十八條第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 道路法第十九條の二第一項又は第二十條第一項の規定により管理の方法について協議すること。

三 道路法第二十一條の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

四 道路法第二十二條第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。

五 道路法第二十三條第一項の規定により他の工事を施行すること。

六 道路法第二十四條本文の規定により道路

に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七條第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

七 道路法第三十一條第一項の規定により協議し、これを成立させること。

八 道路法第三十二條第一項又は第三項（同法第九十一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二條第五項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四條及び第八十七條第一項（同法第九十一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

九 道路法第三十五條（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

十 道路法第三十八條第一項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十一 道路法第四十條第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十二 道路法第四十三條の二の規定により必要な措置をすること。

十三 道路法第四十四條第四項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十四 道路法第四十四條の二第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四條の二第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を

保管し、同法第四十四條の二第三項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四條の二第四項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四條の二第五項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十五 道路法第四十五條第一項、第四十七條の四及び第四十八條の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設置すること。

十六 道路法第四十六條第一項及び第三項並びに第四十七條第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十七 道路法第四十七條の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同條第二項後段の規定により協議し、及び同條第五項の規定により許可証を交付すること。

十八 道路法第四十七條の三及び第四十八條の十二の規定により必要な措置をすること。

十九 道路法第四十七條の六第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十 道路法第四十八條第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八條第四項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすること。

二十一 道路法第四十八條の五第一項の規定により同法第四十八條の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八條の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八條の十の規定によ

りこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十二 道路法第四十八條の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八條の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

二十三 道路法第六十七條の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同條第二項の規定により意見を聴き、同條第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同條第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同條第五項の規定により車両を移動すること。

二十四 道路法第七十一條第一項又は第二項（同法第九十一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一條第三項前段（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七條第一項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

二十五 道路法第九十一條第一項の規定により許可をすること。

二十六 道路法第九十五條の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同條第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八條の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

二十七 高速自動車国道法第七條の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号

に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第八号、第九号又は第二十一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第八号又は第九号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 第一項の規定により地方道路公社が当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

第七条の十七の見出し中「行なう有料の」を「行う」に改め、同条第一項中「第七条の十二第二項」を「第十条第一項」に、「行なうこと」を「行うこと」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第五条第二項各号」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間
- 二 維持及び修繕に関する工事の方法
- 三 収支予算の明細
- 四 料金
- 五 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができ

- 一 申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が、第一項に規定する要件に適合するものであること。
- 二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三

条に定める基準に適合するものであること。

第七条の十七第四項中「第五条第二項各号」を「第二項第一号、第二号、第四号又は第五号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

第七条の十七に次の一項を加える。

6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

第七条の十七を第十五条とする。

第七条の十六の見出し中「行なう有料の」を「行う」に改め、同条中「第七条の十二第一項」を「第十条第一項」に、「第七条の十四第一項」を「第十二条第一項」に改め、「含む。」の下に「による管理の方法の定め」を加え、「第十条第二項」を「第二十二条第二項」に、「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十四条とする。

第七条の十五中、「国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について」を削り、同条に次の二項を加える。

2 地方道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 収支予算の明細
- 二 料金
- 三 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請に係る料金の額及びその徴収期間が第二十三条に定める基準に適合するものであると認める場合に限り、第一項の認可をすることができ

第七条の十四の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「次の各号に該当する」を「次に掲げる要件に適合する」に改め、「含む。」の下に「による管理の方法の定め」を加え、同条第二項中「添付して」を「添付して」に改め、同条第四項第二号を次のように改める。

二 工事方法及び工事予算

第七条の十四第四項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第五項を次のように改める。

5 国土交通大臣は、第二項の申請に係る道路が第一項に規定する要件に適合するものであると認める場合に限り、同項の許可をすることができ

第七条の十四第六項中「第四項第一号から第三号まで」を「第四項第一号若しくは第二号」に改め、同条第七項中「第四項第四号」を「第四項第三号」に、「事項のみ」を「事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同条第八項中「道路管理者」の下に「（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」を加え、同条を第十二条とする。

第七条の十三の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する」を「次に掲げる要件に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

第七条の十三第二項中「添付して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画」を「添付して、次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 収支予算の明細
- 二 料金

三 料金の徴収期間

第七条の十三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、「道路管理者」の下に「（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみ」を「第二項第一号に掲げる事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三条の二第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができ

一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第七条の十三を第十一条とする。

第七条の十二の見出し中「行なう有料の」を「行う」に改め、同条第一項中「一般国道」の下に「（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）」を加え、「第七条の十四第一項」を「これらの道路のうち、第十二条第一項」に、「除く」が第三条第一項各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が一般国道である場合において、当該道路の新設又は改築が当該道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り」を「除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る」に改め、「含む。」の下に「による管理の方法の定め」を加え、同条第二項中「添付して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画」を「添付して、次に

「同項第十四号又は第十五号」に、「を行おうとする」を「である」に、「国土交通大臣の」を「当該

道路管理者の「に改め、『受け』の下に「かつ」を加え、「国土交通大臣」を「当該道路管理者」に改め、同条第三項から第七項までを次のように改める。

速自動車国道を除く。以下この項において同じ。の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号若しくは第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理

者の意見を聴き、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号又は第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞

なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から

第十六号まで、第十八号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十号までに掲げる権限(同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限

る。)を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社(以下「会社」という。)とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十六号又は第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 次条第一項第九号又は第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わないものとする。

第六条の二第八項及び第九項を削り、同条第十項中「日本道路公団が国土交通大臣に代つて」を「機構が高速道路の道路管理者に代わつて」に、「第十条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

(会社による道路管理者の権限の代行)
第九条 会社は、第三条第二項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 高速自動車国道法第七条の二第二項の規定により管理の方法について協議すること。

二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

三 前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。

四 道路法第十九条の二第二項の規定により管理の方法について協議すること。

五 道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

七 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

八 道路法第三十八条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

九 道路法第四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)

む。)の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十 前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十一 道路法第四十七条の六第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。

十二 道路法第六十七条の二第二項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

十三 道路法第九十五条の二第二項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。

2 前項第一号の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を会社が行う場合において、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定による協議が成立しないときは、会社又は同項に規定する他の道路の道路管理者(当該他の道路が他の会社が管理する第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。次項及び第四項において同じ。)は、当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合において

は、会社及び他の道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理者(地方公共団体であるものに限る。)は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、高速自動車国道法第七条の二第二項の規定の適用については、会社と他の道路の道路管理者との協議が成立したものとみなす。

5 会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

7 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならない。

8 第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

9 会社は、第一項第九号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、若しくは同法第四十四条の第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七条の第二項の規定により車両を移動し、又は移動せようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。

10 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第六号、第八号から第十号まで又は第十二号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

11 第一項の規定により会社が高速道路の道路管理者に代わつて行つた権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行つことができるものとする。

第三章 地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等

第六条の次に次の一条を加える。

(供用約款の掲示)

第七条 会社は、前条第一項の認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

本則に次の一章を加える。

第五章 罰則

第五十七条 第四十四条第三項において準用する道路法第六十七条の規定に違反して土地の

立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第二十四条第三項後段の規定に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則第七條第一項中「次の各号に掲げる者に對し、それぞれ当該各号に定める道路」を「会社に對し、当該会社が第三條第一項の許可を受け行つた高速道路」に改め、同項各号を削る。

附則第八條(見出しを含む。)中「第八條の第三項」を「第二十條第一項」に改める。

(道路法の一部改正)

第二條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條の六」を「第四十八條の十二」に、「第四十八條の七」第四十八條の十一」を「第四十八條の十三」第四十八條の十六」に、「第六十六條」を「第七十七條」に改める。

第二十條第一項及び第三十一條第一項から第五項までの規定中「本州四國連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第四十八條の三中「本条、次条第一項及び第四十八條の八」を「この条、次条及び第四十八條の十四」に改める。

第四十八條の四を次のように改める。

(自動車専用道路との連結の制限)

第四十八條の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八條の第二項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結させてはならない。

一 道路等(軌道を除く。次条第一項及び第四十八條の十四第二項において同じ。)

二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

第三章第六節中第四十八條の十を第四十八條の十六とし、第四十八條の九を第四十八條の十五とし、第四十八條の八を第四十八條の十四とし、第四十八條の七を第四十八條の十三とし、同章第五節中第四十八條の六を第四十八條の十二とし、第四十八條の五を第四十八條の十一とし、第四十八條の四の次に次の六条を加える。

(連結許可等)

第四十八條の五 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結せようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差せようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第四十八條の七から第四十八條の十までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八條の三ただし書に規定する

場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができ。

一 前条第一号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(連結許可等に係る施設の管理)

第四十八條の六 連結許可及び前条第三項の許可(以下「連結許可等」という。)を受けた第四十八條の四第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収)

第四十八條の七 道路管理者は、第四十八條の四第二号又は第三号に掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。

(連結許可等に基づく地位の承継)

第四十八條の八 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を承継する法人に限る。)は、被

承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

第四十八条の九 道路管理者の承認を受けて連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

(連結許可等の条件)

第四十八条の十 道路管理者は、連結許可等又は前条の承認には、自動車専用道路の管理のため必要な範囲内で条件を付することができ

る。

第六十四条第一項中「基づく料金」の下に「第四十八条の七第一項の規定に基づく連結料」を加える。

第七十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「基く命令の規定によつて」を「基く命令の規定によつて」に改め、「道路の下に」を「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。」を加え、「因り」を「より」に改め、同項第一号中「基く」を「基く」に改め、同項第二号中「基く」を「基く」に改め、同項第三号中「基く」を「基く」に改め、同項第五号中「第四十八条の六又は第四十八条の十」を「第四十八条の十二又は第四十八条の十六」に改める。

第七十三条第一項中「又は料金」を「料金又は連結料」に改める。

第七十六条第四号中「第三十九条第二項の下に」を「第四十八条の七第二項を加える。」に改め、同項第五号中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の五第一項若しくは第三項」に改める。

第九十九条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百条中「二」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百一条中「二」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第百二条中「二」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第百三条中「第四十八条の六」を「第四十八条の十二」に、「第四十八条の十」を「第四十八条の十六」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百五条中「罰するの外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

第百六条を第百七条とし、第百五条の次に次の一条を加える。

第百六条 第四十八条の八第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(高速自動車国道法の一部改正)

第三十三条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項及び第三項中「会議の議を経て」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議の議を経なければならない。

第十一一条各号列記以外の部分中「交通の用に供する」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

第十一一条に次の一号を加える。

三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通

路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

第十一一条の二第二項第一号中「第五条」を「第五条第一項又は第三項」に改め、同項第二号中「前条第二号に掲げる通路その他のものを「前条第二号又は第三号に掲げる」に、「第五条」を「第五条第一項又は第三項」に、「定める通路その他のものを「定める」に改め、同項第三号並びに同条第四項及び第五項中「前条第二号」の下に「又は第三号」を加え、「通路その他のものを削り、同条第七項中「通路その他のものを削り、同条第十一条の三の見出し中「通路その他のものを削り、同条中「第十一一条第二号」の下に「又は第三号」を加え、「通路その他のものを削る」。

第十一一条の四第一項中「第十一一条第二号」の下に「又は第三号」を加え、「通路その他のものを削る」。

第十一一条の八第一項中「道路」とあるのは「道路若しくは」を「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設」とあるのは「に」に、「若しくは第五項」を「又は第五項」に改める。

第十二条第一項中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第二十五条第一項中「第百六条」を「第百七条」に改める。

第二十六条第一項中「五十万円」を「二百万円」に改める。

第二十八条中「二十万円」を「五十万円」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二十八条の二及び第二十九条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第三十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

(地方道路公社法の一部改正)

第四条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「一部を行なう」を「一部を行なう」に改め、同項第一号中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社」に、「行ない」を「行ない」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「行なう」を「行なう」に改める。

第三十一条第一号中「又は地方債」を「地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券」に改め、同条第二号中「銀行」の下に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加え、同条に次の一号を加える。

三 その他国土交通省令で定める方法

第四十三条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十四条中「二」を「いずれかに」に、「三十万円」を「二十万円」に改める。

第四十五条中「二万円」を「十万円」に改める。

附則

この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

日本道路公団等民営化関係法施行法

日本道路公団等民営化関係法施行法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 日本道路公団等民営化関係法の施行

第一節 高速道路株式会社の設立(第三条―第十一一条)

第二節 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立(第十二条)

第三節 日本道路公団等の解散(第十三条―第十八条)

第十八条

第四節 経過措置(第十九条—第三十六条)
第三章 関係法律の整備等(第三十七条—第六十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、日本道路公団等民営化関係法(道路会社法、機構法及び整備法をいう。以下同じ。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、日本道路公団等民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

(定義)

第二条 この法律において「道路会社法」とは、高速道路株式会社法(平成十六年法律第 号)をいう。

2 この法律において「機構法」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第 号)をいう。

3 この法律において「整備法」とは、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)をいう。

4 この法律において「高速道路」とは、道路会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。

第二章 日本道路公団等民営化関係法の施行

第一節 高速道路株式会社の設立

(設立委員)

第三条 国土交通大臣は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)ごとに、設立委員を命じ、当該会社の設立に関し発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、国土交通省令で定めるところにより、整備法第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号。以下「新特別措置法」という。)第六条第一項の供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

ばならない。この場合において、当該供用約款は、会社の成立の時にあって、同項の認可を受けたものとみなす。

3 設立委員は、前二項に定めるもののほか、当該会社がその成立の時にあって事業を円滑に開始するために必要な業務を行うことができる。

(定款)

第四条 設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第五条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れることができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本道路公団等民営化関係法施行法」とする。

(株式の引受け)

第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、次の各号に掲げる会社ごとに、当該各号に定める日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「公団」と総称する。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを当該公団に割り当てるものとする。

一 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社 日本道路公団

二 首都高速道路株式会社 首都高速道路公団

三 阪神高速道路株式会社 阪神高速道路公団

四 本州四国連絡高速道路株式会社 本州四国連絡橋公団

2 前項の規定により割り当てられた株式による

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行行使する。

3 第一項の規定により割り当てられた株式による首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府及びそれぞれ首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団に出資している地方公共団体(以下「出資地方公共団体」という。)が、各公団への出資の金額の各公団の出資の総額に対する割合に応じて、これを行行使する。

(出資)

第七条 公団は、会社の設立に際し、会社に対して、第十五条第一項に規定する承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号。以下「旧本州四国公団法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

(創立総会)

第八条 会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本道路公団等民営化関係法施行法第六十一条ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の成立)

第九条 第七条の規定により公団が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十条 会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(商法の適用除外)

第十一条 商法第百六十七条、第百六十八条第二

項及び第百八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

第二節 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立

第十二条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、独立行政法人通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

第三節 日本道路公団等の解散

(基本方針)

第十三条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。

一 会社及び機構に引き継がせる業務の種類及び範囲

二 会社及び機構に承継させる資産、債務その他の権利及び義務

三 その他会社及び機構への業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

3 基本方針は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務(第十五条第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継するものを除く。)のうち、機構法第十二条の業務に該当する業務並びに当該業務に係る資産、当該資産に対応する債務その他の政令で定める債務その他の権利及び義務を機構に、当該業務以外の業務並びに当該権利及び義務以外の権利及び義務を会社に引き継がせるよう定めなければならない。

4 基本方針は、前項に規定するもののほか、道路会社法第五条第二項の規定により当該高速道路をその事業の範囲とする会社（以下「事業範囲会社」という。）の成立の際現に次に掲げる高速道路について公団が行っている業務については、それぞれ当該事業範囲会社に引き継がせるよう定めなければならない。

一 会社の成立の際現に整備法第一条の規定による改正前の道路整備特別措置法（以下「旧特別措置法」という。）第四条、第七条の五又は第七条の九の規定により公団が維持、修繕及び災害復旧を行っている高速道路

二 会社の成立の際現に旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可を受けて日本道路公団が維持、修繕及び災害復旧を行っている高速道路（以下「管理有料高速道路」という。）

三 会社の成立の際現に旧特別措置法第二条の二、第七条の二若しくは第七条の七の規定に基づき、又は旧特別措置法第三条第一項若しくは第四項の許可を受けて公団が新設し、又は改築している高速道路

四 会社の成立前に高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項若しくは第三項の整備計画、第三十七条第二号の規定による廃止前の首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三十三号）以下「旧首都公団法」という。）第三十条第一項の基本計画、第三十七条第三号の規定による廃止前の阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）以下「旧阪神公団法」という。）第三十条第一項の基本計画又は旧本州四国公団法第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路であつて、公団が新設又は改築に関する調査を行っているもの（第一号又は前号に該当するもの及び高速自動車国道法第六条の規定により国土交通大臣が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行っているものを除く。）

5 国土交通大臣は、基本方針の策定前に、道路会社法第五条第二項第一号及び第三号の規定に

よる指定をしなければならない。

6 旧首都公団法第三十条第一項の基本計画又は旧阪神公団法第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路は、それぞれ、基本方針の策定の時において、道路会社法第五条第二項第二号又は第五号の規定による国土交通大臣の指定があつた高速道路とみなす。

7 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。（実施計画）

第十四条 国土交通大臣は、基本方針を定めるときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

一 日本道路公団 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社

二 首都高速道路公団 首都高速道路株式会社

三 阪神高速道路公団 阪神高速道路株式会社

四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡高速道路株式会社

五 国土交通大臣は、前条第二項各号に掲げる事項について記載するものとする。

6 公団は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に基本方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

7 公団は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

8 国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

9 国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があつたときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時ににおいて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

2 会社及び機構の成立の際現に公団が有する権利のうち次に掲げる資産は、会社及び機構の成立の際において国（首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が有する資産にあつては、国及び出資地方公共団体が承継する。）

一 第六条第一項の規定により公団が引き受けた会社の株式の総数

二 管理有料高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。）

三 前二号に定めるもののほか、会社及び機構がその事業又は業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第六条第一項の規定により首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団が引き受けた首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、各公団への出資の金額の各公団の出資の総額に対する割合に応じて、承継する。

6 第二項の規定により国が承継する会社の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は

道路整備特別会計に帰属するものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定による国及び出資地方公共団体への資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

8 公団の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、公団の解散の日の前日に終わるものとする。

9 公団の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る次の各号に掲げる公団の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、当該各号に定める機構又は会社がおこなう。従前の例により行うものとする。この場合において、日本道路公団及び首都高速道路公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

一 日本道路公団 機構

二 首都高速道路公団 首都高速道路株式会社

三 阪神高速道路公団 阪神高速道路株式会社

四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡高速道路株式会社

10 前項の場合においては、第三十七条第一号の規定による廃止前の日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）以下「旧道路公団法」という。）第二十四条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）旧首都公団法第九号及び第三十五条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）、旧阪神公団法第九号及び第三十四条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）並びに旧本州四国公団法第九号及び第三十六条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

11 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び出資地方公共団体から公団に対し出資されている出資金に相当する金額から第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継した会社の株式の総数の価額に相当する金額を減じた額（以下この項において「承継出資額」という。）は、政府及び出資地方公共団体から機構に対し出資さ

れたものとし、承継計画において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額及び承継出資額の合計額を差し引いた額は、積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

12 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(道路債券等に係る債務に関する連帯債務)
第十六条 前条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる会社又は機構が、同表の中欄に掲げる公団の借入金又は債券に係る債務の全部又は一

部を承継したときは、当該承継の時までに公団が借り入れた同欄に掲げる借入金に係る債務(同項の規定により機構が承継したものを除く)及び当該承継の時に発行されている同欄に掲げるすべての債券に係る債務については、同表の下欄に掲げる会社及び機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、公団が国から借り入れた借入金に係る債務及び国が保有しているこれらの債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は機構	債券	日本道路公団の借入金又は道路	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び機構
首都高速道路株式会社又は機構	首都高速道路公団の借入金又は首都高速道路債券	首都高速道路株式会社及び機構	首都高速道路株式会社及び機構
阪神高速道路株式会社又は機構	阪神高速道路公団の借入金又は阪神高速道路債券	阪神高速道路株式会社及び機構	阪神高速道路株式会社及び機構
本州四国連絡高速道路株式会社又は機構	本州四国連絡橋公団の借入金又は本州四国連絡橋債券	本州四国連絡高速道路株式会社及び機構	本州四国連絡高速道路株式会社及び機構

2 前項の場合には、次の各号に掲げる債券(以下「道路債券等」という。)の債権者は、当該各号に定める会社及び機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 一 道路債券 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式
- 二 首都高速道路債券 首都高速道路株式会社
- 三 阪神高速道路債券 阪神高速道路株式会社
- 四 本州四国連絡橋債券 本州四国連絡高速道路株式会社

年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第十七条 第十五条第一項の規定により会社又は機構が承継する道路債券等に係る債務について旧道路公団法第二十八條、旧首都公団法第三十八條の二、旧阪神公団法第三十八條又は旧本州四国公団法第三十九條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該道路債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
2 第十五条第一項の規定により東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高

速道路株式会社又は機構が承継する道路債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該道路債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る道路債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

3 第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る道路債券等又は借入金が財政融資資金による引受け、応募若しくは買入れ又は貸付けに係るものである場合における当該道路債券等又は借入金についての財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第十条第一項の規定の適用については、会社を同項第七号又は第八号に規定する法人とみなす。

4 第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る道路債券等が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による取得に係るものである場合における当該道路債券等についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号二に規定する法人とみなす。

5 承継計画において機構が承継することとされた道路資産(機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。)は、新特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定にかかわらず、機構の成立の時に於いて、機構に帰属する。この場合において、新特別措置法第五十二条中「前条第二項から第四項まで」とあるのは「前条第二項から第四項まで及び日本道路公団等民営化関係法施行法第十七条第五項」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とする。

第十八条 第十五条第一項の規定により会社又は

機構が公団の資産を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

第四節 経過措置

(商号についての経過措置)

第十九条 道路会社法第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(会社の事業の特例)

第二十条 管理有料高速道路に係る事業範囲会社(以下「管理有料高速道路承継会社」という。)は、当分の間、第二十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特別措置法及び同条第二項の規定により適用される新特別措置法に基づく管理有料高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理の事業を営むことができる。

2 前項の規定により管理有料高速道路承継会社が同項の事業を営む場合には、道路会社法第五条第五項中「第一項」とあるのは「第一項及び日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項」と、「ほか、第一項第一号」と、「の事業」とあるのは「の事業」及び同条第一項の事業」と、「同項」とあるのは「第一項及び同条第一項の」と、道路会社法第十四条第二項及び附則第三条第一項中「第五条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第五条第一項第一号及び第二号並びに日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項」と、次条中「道路会社法第五条第一項」とあるのは「道路会社法第五条第一項及び前条第一項」と、「同条第五項後段」とあるのは「道路会社法第五条第五項後段」とする。

(公社)の事業範囲についての経過措置

第二十一条 この法律の施行の際現に第十四条第一項各号に掲げる公団が行っている事業(承継計画において公社に引き継ぐものとされた事業に限る)であつて、道路会社法第五条第一項の事業に該当しないものについては、それぞれ、当該各号に定める会社によりその成立の時に於いて同条第五項後段の規定による届出がなされたものとみなす。

(事業計画)についての経過措置

第二十三条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、道路会社法第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(機構の業務の特例)

第二十三条 機構は、機構法第十二条の業務のほか、第十五条第一項の規定により機構が公団から承継した道路資産(第十三条第四項第三号に掲げる高速道路(次条第一項に規定する暫定期間内完成高速道路を除く。))のうち、第三十条第一項の指定が行われなかったものに係るものに限る。について、これを国、地方公共団体又は地方道路公社に譲渡するまでの間は、その保有の業務を行う。

2 前項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、機構法第十九条中「第十二条第一項の業務又は同条第二項の業務」とあるのは「第十二条第一項及び施行法第二十三条第一項の業務又は第十二条第二項の業務」と、機構法第二十一条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項及び施行法第二十三条第一項」と、機構法第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び施行法第二十三条第一項」とする。

(暫定協定)

第二十四条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の時までに、第十三条第四項第一号及び第三号に掲げる高速道路について、国土交通省令で定めるところにより、全国路線網、地域路線網

又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について事業範囲会社が二以上ある場合にあつては、当該高速道路のうち、道路会社法第五条第二項の規定により事業範囲会社が事業を営む各部分)ごとに、機構法第十三条第一項各号に掲げる事項(同項第六号の貸付期間及び同項第七号の徴収期間を除く。)をその内容を含む協定(以下「暫定協定」という。)を定めるものとする。この場合において、同項第七号の料金の額は、第十三条第四項第一号に掲げる高速道路及び暫定期間内完成高速道路(同項第三号に掲げる高速道路のうち、第七項の規定により暫定協定がその効力を失う日前に新設又は改築の工事が完了するものをいう。以下同じ。)について定めるものとする。

2 前項に規定する全国路線網に属する高速道路とは、高速自動車国道(高速自動車国道と交通上密接な関連を有する高速自動車国道以外の高速道路であつて、機構が機構法第十二条第一項の業務を高速自動車国道と一体として行う必要があるものとして国土交通大臣が指定するものを含む。)をいう。

3 第一項に規定する地域路線網に属する高速道路とは、交通上密接な関連を有する二以上の高速道路(前項に規定するものを除く。)であつて、機構が機構法第十二条第一項の業務を一体として行う必要があるものとして国土交通大臣が指定するものをいう。

4 暫定協定に定める機構法第十三条第一項第七号の料金の額は、第十三条第四項第一号に掲げる高速道路又は暫定期間内完成高速道路のうち旧特別措置法第三条第一項若しくは第四項の許可に係るものにあつては、それぞれ、次条第三項又は第二十七条第三項の規定により新特別措置法第三条第二項第四号の料金の額とみなされた額と同一としなければならない。

5 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、暫定協定を変更することができる。

6 国土交通大臣は、暫定協定を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを関係会社及び機構の設立委員会及び機構の成立後にあつては、関係会社及び機構)に通知しなければならない。

7 暫定協定は、当該暫定協定の対象となる高速道路について第三十一条第二項の規定による新特別措置法第三条第一項若しくは第六項の許可又は第三十一条第三項の規定による届出があつた日(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあつてはすべての会社について当該許可又は届出があつた日、第十三条第四項第三号に掲げる高速道路(暫定期間内完成高速道路を除く。))のうち第三十条第一項に規定する期間(同条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)を経過するまでの間に第三十条第一項の規定による国土交通大臣の指定がなかつた高速道路に係る部分にあつては当該期間を経過する日)にその効力を失う。

(供用中の高速道路の管理)

第二十五条 第十三条第四項第一号に掲げる高速道路については、当該高速道路に係る事業範囲会社が、新特別措置法第四条の規定による維持、修繕及び災害復旧を行わなければならない。

2 前項の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う事業範囲会社は、当該高速道路について、暫定協定に基づき新特別措置法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前二項の場合においては、当該高速道路についての旧特別措置法第二条の四の認可、旧特別措置法第三条第一項若しくは第四項若しくは第三項の二第一項若しくは第三項の許可又は旧特別措置法第七条の四第一項若しくは第七条の八第一項の認可に係る料金及びその徴収期間は新特別措置法第三条第二項第四号の料金の額及びその徴収期間とみなし、当該高速道路について公団が旧特別措置法第十四条第一項の規定によ

り公告した料金の額及びその徴収期間は当該事業範囲会社が新特別措置法第二十五条第一項の規定により公告した料金の額及びその徴収期間とみなす。

(管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置)

第二十六条 管理有料高速道路については、旧特別措置法第五条、第六条(旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。)並びに第十一条第二項及び第三項(旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第五条第一項中「日本道路公社」とあるのは「日本道路公社等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社(以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。))と、同条第二項及び第四項並びに旧特別措置法第六条第一項中「日本道路公社」とあるのは「管理有料高速道路承継会社」と、旧特別措置法第五条第二項第三号中「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積」とあるのは「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積り(日本道路公社等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、収支予算の明細)」と、同条第四号中「料金」とあるのは「料金(日本道路公社等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、料金の額及びその徴収期間)」と、旧特別措置法第十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、「前二項の料金の額」とあるのは「料金の額及びその徴収期間」とする。

2 管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から第七条まで、第九条第一項(第一号から第三号までに係る部分を除く。及び第九項から第十一項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項(第一号及び第二号

に係る部分を除く。及び第二項、第三十二條第一項、第三十五條、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條、第四十條第一項、第四十二條第一項及び第四項、第四十四條、第四十五條第三項、第四項前段及び第六項、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條、第五十一條第四項、第五項及び第八項、第五十四條第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。及び第二項並びに第五十五條から第五十九條までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九條第九項及び第十項、第四十五條第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一條第四項中「機構」とあるのは「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 管理有料高速道路承継会社は、その成立の日から二月以内に、収支予算の明細その他国土交通省令で定める書類を添付して、管理有料高速道路に係る料金の徴収期間について、国土交通大臣にその認可の申請をしなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、この法律の施行前に管理有料高速道路について旧特別措置法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法（これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為と、当該規定がないもので道路法（昭和二十七年法律第八十号。これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（建設中の高速道路の新設又は改築）
第二十七條 第十三條第四項第三号に掲げる高速道路については、会社の成立の日から第二十四條第七項に規定する日までの間（以下「暫定期間」という。）は、当該高速道路に係る事業範囲会社が、その新設又は改築を行わなければならない

ない。
2 前項の規定により新設又は改築を行う事業範囲会社は、当該高速道路について、暫定協定に基づき新特別措置法第三條第一項の許可を受けなければならない。

3 前二項の場合においては、当該高速道路についての旧特別措置法第二條の三の認可、旧特別措置法第三條第一項若しくは第四項の許可若しくは旧特別措置法第七條の三第一項の認可に係る工事の区間、工事方法、工事予算並びに工事の着手及び完成の予定年月日又は旧本州四国公団法第三十一條第一項の認可に係る工事実施計画は新特別措置法第三條第二項第二号の新設又は改築に係る工事の内容とみなし、当該高速道路についての旧特別措置法第三條第一項又は第四項の許可に係る料金及びその徴収期間は新特別措置法第三條第二項第四号の料金の額及びその徴収期間とみなす。

4 暫定期間内に、第十三條第四項第三号に掲げる高速道路の新設又は改築の工事が完了した場合には、当該高速道路に係る事業範囲会社が、新特別措置法第四條の規定による維持、修繕及び災害復旧を行わなければならない。

5 前項の場合においては、事業範囲会社は、第三項の規定により料金の額及びその徴収期間が定められている場合を除き、暫定協定に定められた料金の額及び暫定期間をそれぞれ新特別措置法第三條第二項第四号の料金の額及びその徴収期間とみなし、当該高速道路について料金を徴収することができる。この場合において、新特別措置法第二十三條第一項第四号及び第五号に係る部分を除く。の規定は、適用しない。
（計画決定済みの高速道路の調査）
第二十八條 第十三條第四項第四号に掲げる高速道路については、暫定期間内は、当該高速道路に係る事業範囲会社が、その新設又は改築に関する調査を行わなければならない。

（機構の業務に関する暫定措置）
第二十九條 機構は、暫定協定の対象となる高速

道路について、暫定期間内は、当該暫定協定（料金の額に係る部分を除く。）を機構法第十四條第一項の規定による認可を受けた業務実施計画とみなして、機構法第十二條第一項の業務を行わなければならない。
（会社が新設又は改築を行うべき高速道路の指定）
第三十條 国土交通大臣は、会社の成立の日から四月以内に、第十三條第四項第三号及び第四号に掲げる高速道路（暫定期間内完成高速道路を除く。以下この条において同じ。）のうち会社が新設又は改築を行うべきもの及びその会社を指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、同項の指定をしようとする会社（以下この条において「事業会社」という。）と協議をしなければならない。この場合において、事業会社との協議は、まず、当該高速道路をその事業の範囲とする事業範囲会社と行うものとし、当該事業範囲会社と協議がとれない場合には、当該事業範囲会社以外

3 国土交通大臣は、前項の規定による協議の結果、いずれの事業会社とも同項の協議がとれない場合において、同項の協議を行つた事業会社のいずれかになお当該高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し、相当の期限を定めて、当該高速道路の新設又は改築を行うことができな

4 国土交通大臣は、前項の期限内に同項の規定により理由の申出があつたときは、当該理由が正当であるか否かについて、社会資本整備審議会の意見を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により社会資本整備審議会の意見を聴いた上で当該理由が正当なものであると認めるときは、当該理由の申出に係る高速道路及び事業会社については、第一項の指定をすることができない。

6 国土交通大臣は、第三項の規定により理由の申出があつたときは、当該理由及び第四項の規定に基づく社会資本整備審議会の意見を公表するものとする。

7 国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、機構と協議をしなければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、国土交通大臣が機構と前項の協議がとれない場合かつ高速道路について第一項の指定をしようとする場合について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあるのは「第七項」と、「同項の協議を行つた事業会社のいずれかになお当該高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し」とあるのは「なお当該高速道路について機構法第十二條第一項の業務を行わせようとするときは、機構に対し」と、「の新設又は改築を行う」とあるのは「について同項の業務を行う」と読み替へるものとする。

9 国土交通大臣は、旧首都公団法第三十條第一項の基本計画又は旧阪神公団法第三十條第一項の基本計画に定められている高速道路について第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者（道路法第十八條第一項に規定する道路管理者をいう。）の意見を聴かなければならない。

10 国土交通大臣は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の指定をすることができないときは、その理由が存続する間、同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、会社及び機構に対し、遅滞なく、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

11 国土交通大臣は、第一項の指定をしたときは、これを公表するとともに、その旨を当該指定に係る会社及び機構に通知するものとする。

12 事業範囲会社以外の会社が第一項の指定を受けたときは、当該会社は、当該指定に係る高速道路において道路会社法第五條第一項第一号か

ら第三号までの事業を営むことについて同条第四項の認可を受けたものとみなす。

(新協定、業務実施計画の認可及び新設、改築等の許可等)

第三十一条 機構は、その成立の日から四月(前条第十項の規定により当該期間が延長された場合)にあつては、当該延長後の期間)に二月を加えた期間内に、次に掲げる高速道路について、

会社と、第二十四条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分)ごとに、新たに機構法第十三条第一項に規定する協定(以下この条において「新協定」という。)を締結し、これに基づき、機構法第十四条第一項の規定による業務実施計画の認可を受けなければならない。

一 第十三条第四項第一号に掲げる高速道路
二 第十三条第四項第三号及び第四号に掲げる高速道路のうち、暫定期間内完成高速道路及び前条第一項の指定を受けた高速道路

2 会社は、新協定に基づき、前項に規定する期間内に、次項に規定する場合を除き、当該新協定の対象となる高速道路について、新特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受けなければならない。

3 新協定の内容(機構法第十三条第一項第六号の貸付期間及び同項第七号の徴収期間を除く。)がこれに対応する暫定協定と同一である場合において、当該新協定に定める料金の徴収期間が第二十五条第三項又は第二十七条第三項の規定により新特別措置法第三条第二項第四号の料金の徴収期間とみなされたものと同一であるときは、会社は、第一項に規定する期間内に、当該新協定の対象となる高速道路について、同条第二項第三号に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。この場合における機構法

第十四条第五項の規定の適用については、同項中「道路整備特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受けた」とあるのは「施行法第三十一条第三項の規定による届出をした」と、「当該許可を受けた」とあるのは「当該届出をした」とする。

4 第一項の規定により機構が機構法第十四条第一項の規定による業務実施計画の認可を受けようとする場合においては、第二十四条第二項又は第三項の規定による国土交通大臣の指定は、それぞれ、機構が機構法第十三条第二項又は第三項の規定により国土交通大臣の認可を受けて行った指定とみなす。

5 事業範囲会社以外の会社が前条第一項の指定を受けたときは、当該指定に係る高速道路に係る事業範囲会社が当該高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産(料金の徴収施設その他の機構法第二条第二項の政令で定める物件を含む)は、当該指定を受けた会社が当該高速道路について第二項の規定により新特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受ける日に、当該指定を受けた会社に帰属する。

6 前項の場合においては、前条第一項の指定を受けた会社は、前項に規定する日に、当該指定に係る高速道路の新設又は改築に要する費用に充てるために当該高速道路に係る事業範囲会社が負担した債務を引き受けなければならない。

7 前二項に定めるもののほか、事業範囲会社から前条第一項の指定を受けた会社への同項の指定に係る高速道路に係る権利及び義務の引継ぎに関し必要な事項は、政令で定める。

(地方道路公社の行う有料の一般国道等の維持、修繕等の特例の経過措置)

第三十二条 この法律の施行の際現に旧特別措置法第七條の十七第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下この項において同じ。)を受けて地方道路公社が維持、修繕及び災害復旧を行っている道路については、当該地方道路公社が、この法律の施行の時に、新特別措置法第

十五條第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧特別措置法第七條の十七第一項の許可に係る旧特別措置法第五條第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項はそれぞれ新特別措置法第十五條第一項の許可に係る同条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項とみなし、同項第五号の料金の徴収期間はこの法律の施行の日から二十年間とする。

二 高速自動車国道 整備法第三条の規定による改正後の高速自動車国道法第十一条の第二項の連結許可
2 この法律の施行前に旧道路法第四十八條の四第一項の規定によりした許可は、新道路法第四十八條の五第一項の規定によりした許可とみなす。

2 前項の料金の徴収期間は、当該地方道路公社が新特別措置法第二十五条第一項の規定により公告した料金の徴収期間とみなす。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 第二十五条から第二十七条まで及び前条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧特別措置法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為を含む。中相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(道路法及び高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 会社の成立の際現に第十四条第一項各号に掲げる公団が建設又は管理を行つて道路会社法第五條第一項第三号に掲げる施設に該当する施設(承継計画において会社に引き継ぐものとされた施設で政令で定めるものに限る。)は、それぞれ、当該各号に定める会社が、その成立の時に、当該施設が連結している次の各号に掲げる道路の区分に応じて、当該道路との連結について当該各号に定める許可を受けたものとみなす。

一 整備法第二条の規定による改正前の道路法(次項において「旧道路法」という。)第四十八條の四第一項に規定する自動車専用道路 整備法第二条の規定による改正後の道路法(次項において「新道路法」という。)第四十八條の五第一項の連結許可

第三十六条 この法律に規定するもののほか、会社及び機構の設立並びに公団の解散に関し必要な事項その他日本道路公団等民営化関係法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第三章 関係法律の整備等
(日本道路公団法等の廃止)

第三十七条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 日本道路公団法
二 首都高速道路公団法
三 阪神高速道路公団法
四 本州四国連絡橋公団法
五 道路関係四公団民営化推進委員会設置法(平成十四年法律第六十九号)

(日本道路公団法等の廃止に伴う経過措置)

第三十八条 この法律の施行前に旧道路公団法(第十條を除く。)、旧首都公団法(第二十條を除く。)、旧阪神公団法(第二十條を除く。)、又は旧本州四国公団法(第二十條を除く。)(以下「旧公団法」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法、道路会社法又は機構法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 公団の役員又は職員として在職した者については、旧道路公団法第三十七條及び第三十八

条、旧首都公団法第四十八条及び第四十九条並びに附則第十二条、旧阪神公団法附則第十条及び第十一条並びに旧本州四国公団法附則第十二条及び第十三条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧道路公団法第三十八条中「公団」とあるのは「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」と、旧首都公団法第四十九条及び附則第十二条第二項中「公団」とあるのは「首都高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」と、旧阪神公団法附則第十二条中「公団」とあるのは「阪神高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。

3 この法律の施行前に政府が貸付けを行った旧本州四国公団法附則第十四条第一項の規定による貸付金の償還については、なお従前の例による。

(道路の修繕に関する法律の一部改正)
第三十九条 道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十六条」を「第七十七条」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
第四十条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二項第二号中「日本道路公団」を削り、「若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員又は首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは」を「又は沖縄振興開発金融公庫の役員又ははに、「公団等の役員等」を「公庫の役員等」に改める。

第二百三十九条の二第一項及び第二百五十一条の四第一項中「公団等の役員等」を「公庫の役員等」に改める。

(地方税法の一部改正)
第四十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団」を削る。

第七百一条の三十四第三項に次の一号を加える。

二十九 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社が、高速道路株式会社法(平成十六年法律第一号)第五條第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業)の用に供する施設で政令で定めるもの

附則第十条に次の一項を加える。

14 道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五條第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業)の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第一号)第十二條第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、これらの取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十四条に次の一項を加える。

4 市町村は、平成十八年度から平成二十七年までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五條第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業)の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二條第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

(土地収用法の一部改正)
第四十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号の三を削る。

第十七條第一項中「一」を「いすれかに」に改め、同項第三号中「こ」を「超え」に改め、同号ト中「へまで」を「トまで」に改め、同号トを同号チとし、同号中へをトとし、イからホまでを口からへまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二條第四項に規定する会社が行う同法による高速道路に関する事業(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)
第四十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「次に掲げる」を「政令で定める」に改め、同項各号を削る。

第三條第一項中「第二條第一項各号に掲げる」を「前條第一項の政令で定める」に、同條第二項中「第二條第一項各号及び第二項各号」を「前條第一項の政令で定める法人及び同條第二項各号」に改める。

第四條中「第二條第一項各号に掲げる」を「第二條第一項の政令で定める」に、「先だつて」を「先立つて」に、「第三條第一項」を「前條第一項」に改める。

第五條第一項中「第二條第一項各号に掲げる」を「第二條第一項の政令で定める」に、「こ」を「超える」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第四十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団」を「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第四十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の三第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第一号)第十條の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下この項において「会社」と総称する)が受ける設立の登記並びに同法第七條の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社を受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第四十六条 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第八号の第三項」を「第二十号第一項」に改め、「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」を削り、同項に次の二号を加える。

十 出資に対する配当金

十一 この会計に所属する株式の処分による

附則第十九項中「第八号の第三項」を「第二十条第一項」に改める。

附則第二十六項中「本州四国連絡橋公団法」を「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法」に改める。

附則第二十七項中「第八号の第三項」を「第二十条第一項」に、「本州四国連絡橋公団法」を「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法」に改める。

附則に次の二項を加える。

30 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

31 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三十条第一項第八号の規定の適用については、同号中「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若し

くは第十三条の四第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第四十七条 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は本州四国連絡橋公団」を「又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第四十八条 次に掲げる法律の表首都高速道路公団の項、日本道路公団の項、阪神高速道路公団の項及び本州四国連絡橋公団の項を削る。

一 行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第三十九号）別表

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一第一号

三 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二

四 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二

五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）別表第三

六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）別表

（行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置）第四十九条 この法律の施行前に前条第一号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された公団を被告とする取消訴訟（第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に前条第五号の規定による

改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき公団がした行為及び公団に対してなされた行為（第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に前条第六号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき公団がした行為及び公団に対してなされた行為（第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第五十条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「公団等」を「機構等」に、「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に、「首都高速道路公団」を「首都高速道路株式会社」に、「阪神高速道路公団」を「阪神高速道路株式会社」に改め、「労働福祉事業団」の下に、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を加える。

（所得税法の一部改正）
第五十一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
酒販組合連合会	

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

項、阪神高速道路公団の項及び本州四国連絡橋公団の項を削る。

に改め、日本道路公団の

を

(都市再開発法の一部改正)

第五十二条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第七条の二第四項中、「首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を削る。

第五十八條第一項中、「首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を削り、「から第七項まで」を「又は第六項」に改める。

第五十九條第二項中、「首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」とを削る。

第七十二条第一項中「第二条の二第七項」を「第二条の二第六項」に改める。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)
第五十三条 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第四十八條の七第一項」を「第四十八條の十三第一項」に改める。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)
第五十四条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十六條の二第一項に規定する日本道路公団の管理する高速自動車国道にあつては、日本道路公団」を「第二十三條第一項第一号に規定する会社管理高速道路(以下この号において「会社管理高速道路」という。)にあつては、同法第二條第四項に規定する会社(以下この号において「会社」という。))に、「道路整備特別措置法第十七條第一項に規定する公団等の管理する一般国道等にあつてはそれぞれ日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、

団、本州四国連絡橋公団又は」を「会社管理高速道路にあつては会社、道路整備特別措置法第三十一條第一項に規定する公社管理道路にあつては」に改める。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正)
第五十五条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。
一 本州四国連絡橋 本州と四国を連絡する一般国道(高速道路株式会社法(平成十六年法律第三十一號)第一条に規定する会社(第二十三條において単に「会社」という。))が建設するものに限る。又は鉄道施設の全部又は一部をいう。

第十條中「公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。))又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しくは保有する者であつて国土交通大臣の指定するもの(以下「鉄道事業者等」という。))に改め、「に對し」の下に、「機構にあつては一般国道である本州四国連絡橋(以下「国道橋」という。))の供用に伴うものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道施設である本州四国連絡橋(以下「鉄道橋」という。))の供用に伴うものについて」を加える。

第十二條第一項中「公団」を「国道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては機構に對し、鉄道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては鉄道事業者等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改める。
第十三條中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改める。

第十五條第一項中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改め、「図るため」の下に、「機構にあ

つては国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて」を加え、同条第二項及び第三項中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改め、同条第四項中「公団」を「国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものにあつては機構に、鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものにあつては鉄道事業者等」に改める。

第二十三條の見出し中「公団」を「会社等」に改め、同条中「公団」を「国道橋を建設した会社及び機構又は鉄道事業者等」に改める。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)
第五十六条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

東日本高速道路株式会社(以下「東日本会社」という。))及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。))は、東京湾横断道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三條第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。))の建設及び管理に関する事業を行う会社(以下「東京湾横断道路建設事業者」という。))と日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第三十一號)第五十七條第一項の規定により締結したものとみなされる次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「建設協定」という。))に従い、その事業又は業務を行わなければならない。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「公団」を「機構」に、「に要する」を「(東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち、基本的な調査及び設計、敷地の取得その他国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。))に要した」に、「会社」を「東京湾横断

道路建設事業者」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「会社」を「東京湾横断道路建設事業者」に改め、「供用開始後、その」を削り、「締結する」を「締結した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「公団」を「東日本会社及び機構」に、「締結しよう」を「変更しよう」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「であり、かつ、公団と建設協定又は管理協定を締結しようとする会社がその事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有する」を「である」に改める。

第三條を次のように改める。

第四條の見出し中「公団等」を「地方公共団体」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五條中「公団」を「機構」に改める。

第九條を次のように改める。

第十三條第二項中「公団」を「東日本会社」に改める。

第十四條中「第四條第一項」を削る。

第十七條中「二」を「いずれかに」に、「公団」を「東日本会社」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「又は第四條第一項」を削る。

本則に次の一條を加える。

第十八條 第二條第二項の規定に違反して認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第五十七條 この法律の施行の際現に日本道路公団が前條の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下この条において「旧東京湾横断道路法」という。))第三條第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者と締結し

た旧東京湾横断道路法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第三号に規定する管理協定は、それぞれ、東日本高速道路株式会社及び機構が当該東京湾横断道路建設事業者と締結した前条の規定による改正後の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第三号に規定する管理協定とみなす。

2 この法律の施行前に政府が貸付けを行った旧東京湾横断道路法第三条第一項の規定による貸付金の償還については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧東京湾横断道路法第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者が発行した債券及び利札を失った者に交付する

ためにこの法律の施行後に当該東京湾横断道路建設事業者が発行する債券又は利札については、旧東京湾横断道路法第九条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(鉄道事業法の一部改正)

第五十八条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十九条中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

(消費税法の一部改正)

第五十九条 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第六十条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条第五項中「首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を削る。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第六十一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第六十二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第四条第二項を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第六十三条 国土交通省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「次の表の上欄に掲げる日」を「平成十九年三月三十一日」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる法律」を「国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一号)」に改め、同条の表を削り、同条に次の一項を加える。

2 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法

施行法(平成十六年法律第 号)の施行の日から四月(同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第一節から第三節まで、第二十四条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

二、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

(建築基準法の一部改正)

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百三条」を「第百五条」に改める。

第二条第二十一号中「特定用途制限地域」の下に「特例容積率適用地区」を加える。

第三条第二項中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項第二号中「第七項」を「第八項」に、「第六項」を「第七項」に改める。

第十条の見出しを「(保安上危険な建築物等に対する措置)」に改め、同条第二項中「前項」を

別表第三第一号の表中

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

を

に改め、日本道路公団の

項、阪神高速道路公団の項及び本州四国連絡橋公団の項を削る。

「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定行政庁」を「前項の規定による場合のほか、特定行政庁」に、「建築設備」を「建築設備（いづれも）」に、「基く」を「基づく」に、「受けないが」を「受けないものに限る。」に、「つづけて」を「つづけて」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いづれも）第三條第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第十一条第一項中「用途が」を「用途（いづれも）」に改め、「第三條第二項」の下に「（第八十六條の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「基く」を「基づく」に、「受けないが」を「受けないものに限る。」に、「つづけて」を「つづけて」に改める。

第十二條第一項中「次項」を「第三項」に改め、「その状況を」を削り、「調査させて」を「その状況の調査当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の

検査を除く。）をさせて」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「若しくは特定行政庁」を「又は特定行政庁」に、「吏員が」を「吏員にあつては」に、「前条第一項若しくは」を「から第三項まで、前条第一項又はは」に、「による確認、通知、検査、命令若しくは」を「公示しようとする場合又は建築監視員が」を「の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては」に、「による命令をしようとする場合においては」を「の施行に必要な限度において」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は第七十七條の二十一第一項の指定確認検査機関」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者

二 第一項の調査、第二項若しくは前項の点検又は第三項の検査をした一級建築士若しくは二級建築士又は第一項若しくは第三項の資格を有する者

三 第七十七條の二十一第一項の指定確認検査機関

第十二條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「の検査を受け」を「に検査当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。」をさせて」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六條第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第十二條第一項の次に次の一項を加える。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六條第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第十八條第二項中「国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この条において「国の機関の長等」という。）を「国の機関の長等」に改め、同条第十四項中「第十條第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「機関の長」を「国の機関の長等」に、「採るべき」を「とるべき」に改める。

第四十三條第一項中「次条第一項を」を「第四十四條第一項を」に改め、同項第二号中「（次条第一項を）」を「（第四十四條第一項第三号）」に、「次条第一項」を「同号」に改める。

第五十一條中「その他の」を「その他政令で定める」に改める。

第五十二條第二項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「第六項、第十一項及び第十三項、第五十二條の二第三項第二号、第五十二條の三第二項」を「第七項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項第二号、第五十七條の三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、「ものの住宅の用途に供する部分」の下に「共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。」を加

え、同条第十四項中「第九項、第十項」を「第十項、第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項まで」を「第九項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項まで及び第八項」を「第七項まで及び第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項まで及び第八項」を「第七項まで及び第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十一項及び第十三項、第五十二條の二第三項第二号、第五十二條の三第二項」を「第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項第二号、第五十七條の三第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項に次の一項を加える。

5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。

第五十二條の二及び第五十二條の三を削る。

第五十七條の二を第五十七條の五とし、第五十七條の次に次の三條を加える。

（特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例）

第五十七條の二 特例容積率適用地区内の二以上の敷地（建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用地区の内外にわたる敷地であつてその過半が当該特例容積率適用地区に属するものを含む。以下この項において同じ。）に係る土地について所有権若しくは建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」と

いう。)を有する者又はこれらの者の同意を得た者は、一人で、又は数人が共同して、特定行政庁に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該二以上の敷地(以下この条及び次条において「特例敷地」という。)のそれぞれに適用される特別の容積率(以下この条及び第六十条の二第四項において「特例容積率」という。)の限度の指定を申請することができ

る。
2 前項の規定による申請をしようとする者は、申請者及び同項の規定による同意をした者以外に当該申請に係る特例敷地について政令で定める利害関係を有する者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならぬ。

3 特定行政庁は、第一項の規定による申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に基づき、特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定するものとする。

一 申請に係るそれぞれの特例敷地の敷地面積に申請に係るそれぞれの特例容積率の限度を乗じて得た数値の合計が、当該それぞれの特例敷地の敷地面積に第五十二条第一項各号(第五号を除く。以下この号において同じ。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。)の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたるときは当該基準容積率の限度は、同条第一項各号の規定による当該各地域又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。

二 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率以上であること。

三 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地における建築物の利用上の必要性、周囲の状況等を考慮して、当該それぞれの特例敷地にふさわしい容積を備えた建築物が建築されることにより当該それぞれの特例敷地の土地が適正かつ合理的な利用形態となるよう定められていること。この場合において、申請に係る特例容積率の限度のうち第五十二条第一項及び第三項から第八項までの規定による限度を超えるものにあつては、当該特例容積率の限度に適合して建築される建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとなるよう定められていること。

4 特定行政庁は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、特例容積率の限度、特例敷地の位置その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならぬ。

5 第三項の規定による指定は、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

6 第四項の規定により特例容積率の限度が公告されたときは、当該特例敷地内の建築物については、当該特例容積率の限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

7 第四項の規定により公告された特例敷地のいずれかについて第一項の規定による申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第三項の指定(以下この項において「新規指定」という。)をしたときは、当該特例敷地についての第三項の規定による従前の指定

は、新規指定に係る第四項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

(指定の取消し)

第五十七条の三 前条第四項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、同条第三項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合においては、あらかじめ、当該特例敷地について政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならぬ。

2 前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率が第五十二条第一項から第九項までの規定による限度以下であるとき、その他当該建築物の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る指定を取り消すものとする。

3 特定行政庁は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

4 第二項の規定による取消しは、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による指定の取消しについて必要な事項は、国土交通省令で定める。

(特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度)

第五十七条の四 特例容積率適用地区内においては、建築物の高さは、特例容積率適用地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

2 第四十四条第二項の規定は、前項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第五十九条の二 第一項中「第八項まで、第五十二条の二第六項を」「第九項まで」「又は第五十六条を」「第五十六条又は第五十七条の二第六項」に改める。

第六十条の二 第四項中「数値」の下に「(第五十七条の二第六項の規定により当該数値とみなされる特例容積率の限度の数値を含む。)」を加え、「同条」を第五十二条に改め、同条第五項中「第五十六条」の下に「第五十七条の四」を加える。

第六十八条の五の三中「同条」の下に「(第八項を除く。)」を加える。

第六十八条の五の五中「第五十七条の二第一項を」「第五十七条の五第一項」に改める。

第六十八条の七 第五項中「同条第六項まで及び第八項」を「同条第七項まで及び第九項」に改める。

第六十八条の八中「第五十二条第六項、第十三項及び第十四項」を「第五十二条第七項、第十四項及び第十五項」に改める。

第八十五条第二項中「及び第二項」を「から第四項まで」に、「第三十六条中を」「第三十六条」に、「に関する部分」を「に係る部分に限る。」に、「並びに第四十条を」「及び第四十条」に改め、同条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、「場合においては」の下に「、その超えることとなる日前に」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができ

る。第八十五条第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に、「並びに第三十五条の三」を「及び第三十五条の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第八十六条の見出しを「二の敷地とみなすこ

以上の建築物の「敷地」に、「これらの建築物

第八十六条の二の見出し中「同一敷地内認定

建築物」を「敷地内許可建築物」に改め、同条

第八十六条の三の見出し中「一定の複数建築

第八十六条の四の見出し中「一定の複数建築

第八十六条の五の見出し中「一定の複数建築

第八十六条の七中「第三条第二項」の下に「（第

第六十七條の二第一項若しくは第五項か

第三条第二項の規定により第二十条又は第

3 第三条第二項の規定により第二十八条、第

第八十六条の七の次に次の二条を加える。

事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると

認めるときにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同条第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

一 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。

二 全体計画に係るすべての工事の完了後に、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

三 全体計画に係るいずれの工事の完了後に、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

2 前項の認定の申請の手続その他当該認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前二項の規定は、この場合に準用する。

4 特定行政庁は、認定建築主に対し、第一項の認定を受けた全体計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に係る工事の状況について報告を求めることができる。

5 特定行政庁は、認定建築主が第一項の認定を受けた全体計画に従つて工事を行つていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

(公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第三條等の規定の準用)

第八十六条の九 第三條第二項及び第三項第一号及び第二号を除く。の規定は、次に掲げる事業の施行の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が、当該事業の施行によるこれらの建築物の敷地面積の減少により、この法律若しくはこれに基づき命令若しくは条例の規定に適合しないこととなつた場合又はこれらの規定に適合しない部分を生ずるに至つた場合について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用」とあるのは、「第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少」と読み替へるものとする。

一 土地収用法第三條各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができ、都市計画法事業又はこれらの事業に係る土地収用法第十六條に規定する関連事業

二 その他前号の事業に準ずる事業で政令で定めるもの

2 第五十三條の二第三項(第五十七條の五第

三項、第六十七條の二第四項及び第六十八條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、前項各号に掲げる事業の施行による面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第五十三條の二第一項(第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)、第六十七條の二第三項若しくは第六十八條第三項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの規定に適合しないこととなる土地について準用する。この場合において、第五十三條の二第三項中「同項の規定は」とあるのは「第一項、第六十七條の二第三項又は第六十八條第三項の規定は」と、同項第一号中「第一項の都市計画における建築物の敷地面積の最低限度が変更された際」とあるのは「第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも」と、「従前の制限」とあるのは「制限」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第一項第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。」、第六十七條の二第三項若しくは第六十八條第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替へるものとする。

第八十七條に次の一項を加える。

4 第八十六条の七第二項第三十五條に係る部分に限る。及び第八十六条の七第三項(第二十八條第一項若しくは第三項、第二十九條、第三十條、第三十五條の三又は第三十六條(居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。の規定は、第三條第二項の規定により第二十八條第一項若しくは第三項、第二十九條、第三十條、第三十五條、第三十五條の三又は第三十六條の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合

において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第三條第三項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七條第三項」と読み替へるものとする。

第八十八條第一項中「第十二條第三項から第六項まで」を「第十二條第五項から第八項まで」に、「第三十六條第三十三條及び第三十四條第一項に関する部分」を「第三十六條(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。))に、「前条、次条並びに」を「第八十六条の七第二項(第二十條に係る部分に限る。)、第八十六条の七第三項(第三十二條、第三十四條第一項及び第三十六條(昇降機に係る部分に限る。))に係る部分に限る。」、前条、次条及び」に、「及び第二項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第二項中「第十二條第三項から第六項まで」を「第十二條第五項から第八項まで」に、「第八十六条の七中」を「第八十六条の七第一項」に、「に」に関する部分、第八十七條第二項中「及び第五十一條に係る部分に限る。」、第八十七條第二項中「に、及び第五項に関する部分、第八十七條第三項中」を「及び第五項に係る部分に限る。」、第八十七條第三項中「に、並びに第六十八條の二第一項及び第五項に関する部分」を「及び第六十八條の二第一項に係る部分に限る。))」に改める。

第九十一條中「から第五十三條まで」を「第五十三條」に改め、「第五十六條の二まで」の下に「第五十七條の二、第五十七條の三」を加える。

第九十三條の二中「による処分」の下に「並びに第十二條第一項及び第三項の規定による報告」を加え、「に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であつて」を「若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして」に改める。

目次中「第四目 解散(第百六十三条・第百六十四条)」を「第四目 解散(第百六十三条・第百六十四条)」を「第五目 税法上の特例(第百六十四条の二)」に、「第三百二十一条」を「第三百二十三条」に改める。

第六章第三節第二款第四目の次に次の一目を加える。

第五目 税法上の特例

第百六十四条の二 事業組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(防災街区整備事業組合を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(防災街区整備事業組合を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(防災街区整備事業組合を除く。)」とする。

2 事業組合は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百五十六條第一項中「第二百十條第三項」を「第二百十條第三項」に改める。

第三百條第二項第一号中「第百七十一條第三項(第百七十二條第二項)の下に」及び第百七十五條第二項を加える。

第三百二十一条を第三百二十二条とし、第三百十三條から第三百二十條までを一条ずつ繰り下げる。

第三百二十二條中「第三百四條を「第三百五條」に改め、同條を第三百十三條とする。

第三百十一條を第三百十二條とし、第三百十條を第三百十一條とし、第三百九條を第三百十條とする。

第三百八條中第四號を第五號とし、第三號の次に次の一号を加える。

四 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第三號の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百八條を第三百九條とする。

第三百七條を第三百八條とし、第三百四條から第三百六條までを一条ずつ繰り下げ、第三百三條の次に次の一条を加える。

第三百四條 第二百十八條第三項(第二百三十二條第五項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第二號の規定により出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三百二十三條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、十万円以下の過料に処する。

一 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第一號の規定により出頭を命じられた者が、正当の事由がなくして出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

二 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第一號の規定により資料の提出を命じられた者が、正当の事由がなくして資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

三 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第二號の規定により出頭を命じられた鑑定人が、正当の事由

がなくして出頭せず、又は鑑定をしないと

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中建築基準法第五十一条の改正規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧については、第一条の規定による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)第九十三条の二(新建築基準法第八十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法第十二条第一項及び第二項の規定に基づきされた報告に関する書類については、新建築基準法第九十三条の二の規定は、適用しない。

(特例容積率適用区域に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)第八条第三項第二号二の規定により商業地域に関する都市計画に定められた特例容積率適用区域は、第三条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」という。)第八条第一項第二号の三の規定により定められた特例容積率適用区域とみなす。

2 旧都市計画法の規定により商業地域に関する都市計画(特例容積率適用区域に係る部分に限る。)に関してした手続、処分その他の行為は、

新都市計画法の規定により特例容積率適用区域に関する都市計画に関してした手続、処分その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号))の項第一号中「第百七十一條第三項(第百七十二条第二項)の下に」及び第百七十五条第二項を加える。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第七条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第八項中「建築基準法第十條第一項」を「建築基準法第十條第三項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第八條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の七中「及び第三項」を「第三項本文及び第四項に」、「同項」を「同条第三項本文に」、「こえて」を「超えて」に、「特定行政庁」を「その超えることとなる日前に、特定行政庁」に改める。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第九條 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「行なう」を「行う」に、「第九條の二第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第二項中「第九條の二」を「第十條」に、「行なう」を「行う」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第十条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項第二号中「第八条第一項第二号の二」を「第八条第一項第二号の四」に改める。

第三十五条第九項中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改める。

第三十六条の見出し中「一定の複数建築物に対する」を「一の敷地とみなすことによる」に改め、同条中「同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す」を「一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の」に、「これらの建築物が同一敷地内にあるもの」を「当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地に改める。

第四十二条第四号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

第十一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「第十二条第五項」を「第十二条第七項」に改める。

第八条中「第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項」を「第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第十五条中「第五十二条第五項」を「第五十二条第六項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第十四項第一号」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第十二条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成

八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「同条第三項後段」を「同条第四項」に、「同項後段」を「同項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十三条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項各号中「第九号の二第一項各号」を「第十号第一項各号」に改める。

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律

(地価公示法の一部改正)

第一条 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国土交通省令で定める都市計画区域」を削り、「をいい、」を「その他の土地取引が相当程度見込まれるものとして国土交通省令で定める区域」に改め、「除く」の下に「以下「公示区域」という」を加える。

第八条中「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「行なう」を「行う」に、「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に改める。

第十条中「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に改める。

第二十七条中「二」を「いずれかに」に、「五万円を五十万円に改める。

第二十八条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第二十九条中「行なわぬ」を「行わない」に、「十万円」を「十万円」に改める。

第二条 地価公示法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四条中「又は不動産鑑定士補を削り、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第五条中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第八条の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十四条中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十五条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十六条中「又は不動産鑑定士補」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 不動産鑑定士試験(第三条第一節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)」を「第一節 総則(第二条の二、第三、第四、第十五条第一項第二十一、二十四条)」に改める。

第十四条 第一節 総則(第二条の二、第三、第四、第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第一節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第十五条 第二節 登録(第十五条第一項第二十一、二十四条)を「第二節 不動産鑑定士試験(第三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)」に改める。

第一節 総則

(不動産鑑定士等の業務)

第二条の二 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価を行う。

2 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、それぞれ不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じ、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(不動産鑑定士等の責務)

第二条の三 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、良心に従ひ、誠実に前条に規定する業務(以下「鑑定評価等業務」という。)を行うとともに、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二条の四 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、鑑定評価等業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でなくなつた後においても、同様とする。

(知識及び技能の維持向上)

第二条の五 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、鑑定評価等業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

第二十五条第二号中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務」に改める。

第三十六条第一項中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「に不動産の鑑定評価を」に、「不動産の鑑定評価を行なわね」を「鑑定評価等業務を行わね」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条中「並びにその業務に従事する不

不動産鑑定士及び不動産鑑定士補を削り、「廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動産鑑定業者の業務に従事しなくなつたを廃止した」に改める。

第三十九条第一項中「依頼者」を「不動産の鑑定評価の依頼者」に改める。

第四十条第一項中、「不動産鑑定業者の業務に關し」を削り、「を行なつたを」その他鑑定評価等業務に關する不正又は著しく不当な行為（以下「不当な鑑定評価等」という。）を行つたに、「不動産の鑑定評価を行なう」を「鑑定評価等業務を行なう」に、「第三十三条又は第三十八条を」第二項の四又は第三十三条に改め、同条第二項中、「不動産鑑定業者の業務に關し」を削り、「不当な不動産の鑑定評価を行なつた」を「不当な鑑定評価を行つた」に改め、「懲戒処分として、」の下に「戒告を与え、又は」を加え、「不動産の鑑定評価を行なう」を「鑑定評価等業務を行なう」に改める。

第四十一条中「二」を「いづれかに」に改め、「に對し」の下に、「戒告を与え」を加え、「その業務」を「その業務」に改める。

第四十二条の見出し中「不当な鑑定評価」を「不当な鑑定評価等」に、同条中「不動産鑑定業者の業務に關し不当な不動産の鑑定評価を行なつた」を「不当な鑑定評価等を行つた」に改め、「当該の下に」不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその業務に従事する」を加える。

第四十三条第一項中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務」に改める。

第四十八条から第五十一条までを削る。

第五十二条の前の見出しを削り、同条を第四十八条とし、同条の前の見出しとして「不動産鑑定士等の団体」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条 前条の規定による届出をした社團又は財団は、政令で定めるところにより、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対する研修を実施しなければならない。

第五十三条中「前条」を第四十八条に改め、同条を第五十条とする。

第五十四条を第五十一条とする。

第五十五条中「二」を「いづれかに」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う申込み等の特例）

第五十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により、土地鑑定委員会又は国土交通大臣が第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申込み、申請又は届出（土地鑑定委員会又は国土交通大臣に對するものに限る。以下この条において「申込み等」という。）を同法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができるものとしたときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申込み等は、それぞれ第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

（権限の委任）

第五十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第五十五条の二を第五十五条とする。

第五十六条中「二」を「いづれかに」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第五十七条中「二」を「いづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第五号中「不動産の鑑定評価を行なつた」を「鑑定評価等業務を行なつた」に改める。

行つた」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を削り、同条第三号中「を行なわせたを」又は鑑定評価等業務を行わせた」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「行なつたを行つた」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条の次に次の二条を加える。

一 第二条の四又は第三十八条の規定に違反して、秘密を漏らした者

二 不動産鑑定士試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第五十八条中「二」を「いづれかに」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号中「第五十四条」を「第五十一条」に改め、同条を同条第五号とする。

第五十九条中「第五十七条第三号」を「第五十七条第五号」に、「前条第二号から第五号まで」を「前条第一号から第四号まで」に改める。

第六十条中「二万円」を「十万円」に改める。

第四条 不動産の鑑定評価に關する法律の一部を次のように改正する。

目次中「及び不動産鑑定士補」を削り、「第二条の二」「第二条の五」を「第三条」「第七條」に、「第三条」を「第八条」に、「第三節 登録（第十五条―第二十一条）」を「第四節 登録（第十五条―第二十一条）」に、「第六十条」を「第六十一条」に、「第六十条」を「第六十一条」に改める。

第一条中「不動産鑑定士等の資格」を「不動産鑑定士」に改める。

第二章 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補

第二章 不動産鑑定士に改める。

第二章 不動産鑑定士に改める。

第二章 不動産鑑定士に改める。

第二章 不動産鑑定士に改める。

第二章 不動産鑑定士に改める。

は不動産鑑定士補を削り、同条を第六条とする。

第二条の三の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条中「及び不動産鑑定士補」を削り、「前条」を「第三条」に改め、同条を第五号とする。

第二条の二の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条第一項中「及び不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「又は不動産鑑定士補」及び「それぞれ」を削り、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（不動産鑑定士となる資格）

第四条 不動産鑑定士試験に合格した者であつて、第十四条の二に規定する実務修習を修了し第十四条の二十三の規定による国土交通大臣の確認を受けた者は、不動産鑑定士となる資格を有する。

第八条から第十条までを次のように改める。

（不動産鑑定士試験の目的及び方法）

第八条 不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士となる者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

（不動産鑑定士試験の試験科目）

第九条 短答式による試験は、不動産に關する行政法規及び不動産の鑑定評価に關する理論について行う。

2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条第一項の規定により短答式による試験を免除された者につき、民法、経済学、会计学及び不動産の鑑定評価に關する理論について行う。

（試験の免除）

第十条 短答式による試験に合格した者に対しては、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経

過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学(予科を含む)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下この項において「大学等」と総称する。)において通算して三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 民法

二 大学等において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学

三 大学等において通算して三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 会計学

四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者、その試験において受験した科目(司法試験において民法、民法)

五 民法、経済学又は会計学について不動産鑑定士となろうとする者に必要な専門的知識を有する者として政令で定める者 民法、経済学又は会計学のうち政令で定める科目

3 前二項の規定による申請の手続は、国土交通省令で定める。

第十一条第一項中「の各試験」を削る。

第十五条第一項中「又は不動産鑑定士補及び又は不動産鑑定士補名簿」を削り、同条第二項を削る。

第十六条中「又は不動産鑑定士補を削る。」

第十七条第一項中「又は不動産鑑定士補を削り、同条第二項中「又は不動産鑑定士補を削り、添付しなければ」を添付しなければに改め、同条第三項中「又は不動産鑑定士補を削る。」

第十八条中「又は不動産鑑定士補を削り、第十五条第一項を第十五条に改める。」

第十九条中「又は不動産鑑定士補を削る。」

第二十条第一項中「一」を「い」に、「当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補」を「当該不動産鑑定士」に改め、同項第四号中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十一条中「又は不動産鑑定士補」を削る。第二章第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 実務修習

(実務修習)

第十四条の二 実務修習は、不動産鑑定士試験に合格した者に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、第四十八条の規定による届出をした社団又は財団その他の国土交通大臣の登録を受けた者(以下この節において「実務修習機関」という。)が行う。

(実務修習機関の登録)

第十四条の三 前条の登録は、実務修習の実施に関する業務(以下「実務修習業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条の二の登録を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経

過しない者

二 第十四条の十六の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、実務修習業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第十四条の五 国土交通大臣は、第十四条の三の規定により登録を申請した者の行う実務修習業務が、別表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師又は指導者によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、実務修習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 実務修習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 実務修習機関が実務修習業務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十四条の六 第十四条の二の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(実務修習の実施に係る義務)

第十四条の七 実務修習機関は、公正に、かつ、第十四条の五第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により実務修習を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十四条の八 実務修習機関は、第十四条の五

第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(実務修習業務規程)

第十四条の九 実務修習機関は、実務修習業務に関する規程(以下「実務修習業務規程」という。)を定め、実務修習業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 実務修習業務規程には、実務修習の実施方法、実務修習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした実務修習業務規程が実務修習の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その実務修習業務規程を変更すべきことを命じることができる。

(実務修習業務の休廃止)

第十四条の十 実務修習機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、実務修習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十四条の十一 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書、その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間実務修習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 実務修習を受けようとする者その他の利害関係人は、実務修習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、実務修習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(事業報告書等の提出)
第十四条の十二 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)
第十四条の十三 実務修習機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(第十四条の五第一項に規定する講師及び指導者を含む。次項において同じ。)又はこれらの者であつた者は、実務修習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 実務修習機関及びその職員で実務修習業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(適合命令)
第十四条の十四 国土交通大臣は、実務修習機関が第十四条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その実務修習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置

をとるべきことを命じることができる。

(改善命令)
第十四条の十五 国土交通大臣は、実務修習機関が第十四条の七の規定に違反していると認めるときは、その実務修習機関に対し、同条の規定に従つて実務修習を行うべきこと又は実務修習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(登録の取消し等)
第十四条の十六 国土交通大臣は、実務修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて実務修習業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一 第十四条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十四条の八、第十四条の十、第十四条の十一第一項、第十四条の十二、次条又は第十四条の二十二の規定に違反したとき。
三 第十四条の九第一項の認可を受けた実務修習業務規程によらないで実務修習を行つたとき。
四 第十四条の九第三項の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第十四条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
六 前二条の規定による命令に違反したとき。
七 偽りその他不正の手段により第十四条の二の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)
第十四条の十七 実務修習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、実務修習に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(国土交通大臣による実務修習業務の実施)
第十四条の十八 国土交通大臣は、第十四条の二の登録を受ける者がいないとき、第十四条

の十の規定による実務修習業務の休止又は廃止があつたとき、第十四条の十六の規定により第十四条の二の登録を取り消し、又は実務修習機関に対し実務修習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、実務修習機関が天災その他の事由により実務修習業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、当該実務修習業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により実務修習業務の全部又は一部を自ら行う場合における実務修習業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。
(報告の徴収)
第十四条の十九 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、実務修習機関に対し、実務修習業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)
第十四条の二十 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、実務修習機関の事務所に立ち入り、実務修習業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)
第十四条の二十一 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十四条の二の登録をしたとき。
二 第十四条の八の規定による届出があつたとき。

三 第十四条の十の規定による許可をしたとき。

四 第十四条の十六の規定により第十四条の二の登録を取り消し、又は実務修習業務の停止を命じたとき。

五 第十四条の十八の規定により国土交通大臣が実務修習業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた実務修習業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(実務修習の状況の報告)
第十四条の二十二 実務修習機関は、不動産鑑定士試験に合格した者で当該実務修習機関において実務修習を受けている者(以下「修習生」という。)が実務修習のすべての課程を終えたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該修習生の実務修習の状況を書面で国土交通大臣に報告しなければならない。

(修了の確認)
第十四条の二十三 国土交通大臣は、前条の規定による報告に基づき、修習生が実務修習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該修習生について実務修習が修了したことの確認を行わなければならない。
第二十三条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び不動産鑑定士補」を削る。

第二十八号第二号中「及び不動産鑑定士補」を削る。
第三十六号見出しを含む。及び第三十九条第二項中「又は不動産鑑定士補」を削る。
第四十条第一項中「又は不動産鑑定士補」及び「若しくは不動産鑑定士補」を削り、「第二条の四」を「第六条」に改め、同条第二項及び第三項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四十一条第二号及び第四十二条中「又は不動産鑑定士補」を削る。
第四十八号及び第四十九号中「及び不動産鑑

定士補」を削る。

第五十一条中「又は不動産鑑定士補」及び「それぞれ」を削る。

第五十五条中「第十条第二項及び第三項、」を削る。

第五十七条第一号中「第二条の四」を「第六條、第十四条の十三第一項に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「又は不動産鑑定士補」を削り、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四条の十六の規定による実務修習業務の停止の命令に違反した者

第五十八條第五号中「又は不動産鑑定士補」を削り、同条を同条第十号とし、同条中第四号を第九号とし、第一号から第三号までを五号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一 第十四条の十の許可を受けないで、実務修習業務の全部を廃止した者
二 第十四条の十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第十四条の十九の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十四条の二十の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九条中「第五十七條第五号」を「第五十七條第六号」に、「前条第一号から第四号まで」を「前条第六号から第九号まで」に改める。

第六十条を第六十一条とし、第五十九條の次に次の一号を加える。

第六十条 第十四条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第三項中「第四条第三項」を「第四条」に改める。
附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。
附則の次に次の別表を加える。

別表(第十四条の五関係)

課 程	講 師 又 は 指 導 者
一 不動産の鑑定評価の実務に関する講義	一 不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの
二 基本演習(不動産の鑑定評価の標準的手順の修得のための演習をいう。)	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 実地演習(不動産の鑑定評価に関する実地の演習をいう。)	不動産鑑定業者の業務に現に従事している不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

(不動産鑑定士補に関する経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者及び附則第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法(第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律をいう。以下同じ。)第十五条第一項の規定により第二条の規定の施行の日以後に不動産鑑定士補となつた者については、同条の規定による改正前の地価公示法第二条第一項、第四条、第五条、第八条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、なおその効力を有する。

(懲戒処分に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律(以下「新鑑定評価法」という。)第四十条の規定は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にした同条の不当な鑑定評価等及び新鑑定評価法第二条の四又は第三十三条の規定に違反する行為について適用し、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の施行日前にした第三十三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第四十条の不当な不動産の鑑定評価及び同法第三十三条又は第三十八条の規定に違反する行為については、なお従前の例による。

(監督処分に関する経過措置)

第四条 新鑑定評価法第四十一条の規定は、不動産鑑定業者が施行日以後に同条第一号に該当した場合又は同条第二号の処分対象となる不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の行為があつた場合については、なお従前の例による。

た場合について適用し、不動産鑑定業者が施行日前に同条第一号に該当した場合又は同条第二号の処分対象となる不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の行為があつた場合については、なお従前の例による。

(措置要求に関する経過措置)

第五条 新鑑定評価法第四十二条の規定は、施行日以後に不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が行つた同条の不当な鑑定評価等について適用し、施行日前に不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が行つた不当な不動産の鑑定評価については、なお従前の例による。

(不動産鑑定士補に関する経過措置)

第六条 第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者(次条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法附則第四項及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号)第四条の規定により不動産鑑定士補となる資格を有する者を含む。)については、旧鑑定評価法第二条の二から第五条の五まで、第十五条から第二十一条まで、第二十三条第二項第二号、第二十八条第二号、第三十一条第一項第二号、第三十四条、第三十九条第二項、第四十条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十二条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合においては、旧鑑定評価法第三十六条、第五十一条、第五十七條第三号及び第五十八條第五号の規定は、なおその効力を有する。

第七条 不動産の鑑定評価に関する法律附則第二項に規定する特別不動産鑑定士補試験に合格した者については、旧鑑定評価法附則第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四条第二項の規定にかかわら

ず、不動産鑑定士補」とあるのは、「不動産鑑定士補」とする。

(不動産鑑定士の資格に関する経過措置)

第八条 次に掲げる者は、第四条の規定による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律(以下「新々鑑定評価法」という。)第四条に規定する不動産鑑定士となる資格を有するものとみなす。

一 第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士となる資格を有する者

二 附則第十一条第一項の規定により行われる第三次試験に合格した者

(第二次試験合格者に関する経過措置)

第九条 旧鑑定評価法第七条第一項の規定による第二次試験に合格した者は、新々鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験(以下「新不動産鑑定士試験」という。)に合格したものとみなす。

(旧司法試験合格者等に関する経過措置)

第十条 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十八号。以下「司法試験法等改正法」という。)第二条の規定による改正前の司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の規定による司法試験の第二次試験に合格した者及び司法試験法等改正法附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者に対しては、その申請により、民法について、新々鑑定評価法第九条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

2 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格した者に対しては、その申請により、当該試験において受験した科目について、新々鑑定評価法第九条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

3 新々鑑定評価法第十条第三項の規定は、前二項の規定による申請の手続について準用する。

(旧第三次試験の実施)

第十一条 土地鑑定委員会は、第四条の規定の施行

行の日から平成二十一年一月三十一日までの間においては、新不動産鑑定士試験を行うほか、従前の第三次試験を行うものとする。

2 前項の場合においては、旧鑑定評価法第三条(第三次試験に係る部分に限る。)、第四条第一項(第三次試験に係る部分に限る。)、及び第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補で、次の規定による実務補習」とあるのは、「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補である者で、同条の規定による改正前の次の規定による実務補習又は同法附則第十二条の規定による実務補習」とする。

3 第一項の規定により行われる第三次試験については、新々鑑定評価法第十一条から第十四条まで、第四十七条及び第五十七条第二号の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「不動産鑑定士試験」とあるのは、「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条第一項の規定により行われる第三次試験」とする。

(実務補習に関する経過措置)

第十二条 第四条の規定の施行の際現に旧鑑定評価法第十条第一項に規定する実務補習を行つている者は、第四条の規定の施行の際現に当該実務補習を受けている者が修了するまでの間においては、当該者に対して、当該実務補習を行うものとする。この場合において、旧鑑定評価法第十条の規定は、なおその効力を有する。

(新不動産鑑定士試験の実施のために必要な行為に関する経過措置)

第十三条 国土交通大臣は、第四条の規定の施行の日前においても、新々鑑定評価法第四十七条

の規定の例により、新不動産鑑定士試験に係る試験委員を任命することができる。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の項中「第十条第二項及び第三項」を削る。

(公認会計士法の一部改正)

第十五条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号中「不動産鑑定士試験第二次試験」を「不動産鑑定士試験」に改める。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の試験科目の一部免除については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第十七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価」を「不動産の鑑定評価に関する法律第二条の三に規定する鑑定評価等業務(第四十三条において「鑑定評価等業務」という。)」に改める。

第四十三条中「不動産鑑定業者の業務に関し」を削り、「が不動産の鑑定評価を行うこと」を「の鑑定評価等業務」に改める。

第十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

第二十四条第一号中「第二条の三」を「第五条」に改め、「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

第四十三条中「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定により不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に係る税理士の登録拒否事由及び税理士の業務の停止については、なお従前の例による。

第二十条 第四条の規定の施行の日以後に不動産鑑定士補である者に係る税理士の欠格事項、税理士の登録拒否事由及び税理士の業務の停止については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(中)又は不動産鑑定士補を削り、同号(イ)を次のように改める。

イ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)第十五条(登録)の不動産鑑定士の登録

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第四条の規定の施行の日以後に附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十五条第一項の規定による不動産鑑定士補の登録を受ける者及び附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十八条の

規定による変更の登録を受ける不動産鑑定士補については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号(中)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号(イ)中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正す

る法律(平成十六年法律第 号)附則第六条

第一項(不動産鑑定士補に関する経過措置の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同号(出口中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百八の項中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

(都市計画法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「都市計画区域」を「公示区域」に改める。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十八条の十

二 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第七條

三 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十六条第一項第一号、第十九条第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第三十三條

(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部改正)

第二十五条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條中「第三條第三項」を「第四條」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第一条に規定する不動産鑑定士補特例試験に合格した者については、前条の規定による改正前の不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補」とあるのは、「不動産鑑定士補」とする。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二号中「第十四号」の下に「第三十二号、第三十三号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地価の調査に関すること。

第三十三条第一項第二号中「第十四号」の下に「第三十二号、第三十三号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地価の調査に関すること。

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十條、第二十二條、第二十六條及び前条に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成十六年五月十七日印刷

平成十六年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B